

前漢後半期における宗廟制の變容

目 黒 杏 子

はじめに

本稿は、前漢後半期に起こった宗廟制の變容を整理し、王莽期の宗廟制を経て後漢の宗廟制が成立する過程の前提を明らかにしようとするものである。

周知のように、前漢元帝永光四年（前40）に元帝自身の發議によつてはじまつた宗廟制改革は、漢王朝の宗廟制を大幅に改編し、歴代皇帝の廟に改めて「祖」「宗」「昭」「穆」の位置づけを與え、儒家禮學の提示する枠組みによつて漢家宗廟の正しいあり方を明示することを目指した。その後、元帝の身體の不調や、續く成帝、哀帝が抱えた同類の問題により曲折しながら、元始年間に到る。その間の關係事項を集成したのが【表①】である。

この間の皇帝及び關係官僚たちの議論は、『漢書』卷七三章玄成傳にほぼ集約されている。藤川正數氏はその議論を、第一に傍系から即位した皇帝の實父の廟を親廟とするか、第二に武帝の廟を不毀とするか、の二つの論點にまとめ、公義主義と私情主義との對立の構圖に整理した¹。保科季子氏は藤川氏の第一の論點をさらに檢證し、とくに最終の元始年間に決定された、傍系から即位した皇帝の實父の廟の廢止を、血縁的親子關係に對する禮制上の親子關係の優越を確定するも

【表①】 初元～元始年間の宗廟制関連年表

年	西暦	月	事項	史料（本紀以外）
初元二	前 47	十二	蕭望之死去	
五	前 44	十二	貢禹死去	
永光四	前 40	九	昭靈后園（高祖母）・武哀王園（高祖兄）・昭哀后園（高祖嫂）・衛思后園（戾太子母）・戾太子園（悼皇考父）・戾后園（悼皇考母）の廢止	韋玄成傳
		十	郡國廟の廢止	韋玄成傳
永光五	前 39	十二	太上皇廟と園・孝惠廟と園の廢止 廟の不毀と迭毀を定めた「永光五年制書」	韋玄成傳
建昭元	前 38	三	薄太后園（文帝母）・趙太后園（昭帝母）の廢止	韋玄成傳
三	前 36	六	丞相韋玄成死去、匡衡が丞相となる	
建昭三年六月～五年六月の間、			諸廟に對する匡衡の禱文と告祠	韋玄成傳
五	前 34	六	戾太子園（＝戾園）・戾后園の復置	
		七	太上皇廟と園・高祖原廟・昭靈后園・武哀王園・昭哀后園・衛思后園の復置	
			孝武廟を「世宗」とする「建昭五年制書」	韋玄成傳
竟寧元	前 33	三	孝惠廟と園・薄太后園・趙太后園の復置	
		五	元帝死去	
		六	成帝即位	
			太上皇廟と園・孝惠廟と園・孝景廟と園・薄太后園・趙太后園・昭靈后園・武哀王園・昭哀后園の廢止	韋玄成傳
建始三	前 30	十二	丞相匡衡罷免	
河平元	前 28	九	太上皇廟と園の復置 昭靈后・武哀王・昭哀后の太上皇廟への配食	韋玄成傳・平當傳
陽朔二	前 23	八	定陶恭王康（哀帝實父）死去	
綏和元	前 8	二	定陶王欣を皇太子とする	
		八	中山孝王興（平帝實父）死去	
二	前 7	三	成帝死去	
		四	哀帝即位 定陶恭王を追尊して「恭皇」とする 宗廟制の議論	師丹傳 韋玄成傳
建平二	前 5	四	傅氏（哀帝祖母）を「帝太太后」、丁氏（哀帝母）を「帝太后」とする 京師に恭皇廟設置	師丹傳・外戚傳・ 宣元六王傳
元壽元	前 2	三・四	孝惠廟・孝景廟の復置	龔勝傳
二	前 1	六	哀帝死去	
		七	中山王術を迎える	
		九	平帝即位	
元始二年～三年（後 2～3）の間、			傅氏・丁氏の改葬と恭皇廟の廢止	師丹傳・外戚傳
元始元年～四年の間、			悼皇考廟と園（奉明園）の廢止	韋玄成傳
四	後 4	夏	孝宣廟を「中宗」、孝元廟を「高宗」とする	
五	後 5	一	明堂祫祭舉行	
		十二	平帝死去	
			孝成廟を「統宗」、孝平廟を「元宗」とする	王莽傳

のとして重視し、それを、皇帝權威の源泉たる宗廟が劉氏の私的な宗廟から、儒家禮制を受容し普遍化した皇帝Ⅱ「受命天子」の公的な宗廟へと移行したことを示す、と意義づける。^②金子修一氏は、保科氏の指摘をうけ、抽象的な皇帝の權威の強化が王莽によって果たされた點を強調する。^③

これら先行研究が指摘するとおり、元始年間に決定した、宣帝の實父悼皇考（史皇孫）と哀帝の實父恭皇（定陶恭王）の廟の廢止は、儒家禮學に基づく宗廟制の確立の契機として大きな歴史的意義をもつ。また宗廟制改革の嚆矢として最初に實施された郡國廟の廢止は、その歴史的意義をめぐって様々な視角から検討されている。^④

しかし、永光四年から元始年間までの四十年あまりに涉って斷續的に行われた議論の論點は、皇帝の實父の扱いや郡國廟の問題にとどまらない。内容を仔細に見ると、宗廟制改革を推進した人々の中にも意見の違いがあり、それは、從來指摘されていた、「五廟」制か「七廟」制かといった二者擇一的な違いだけではとらえきれない。宗廟制とは、何を根幹とし、何によってデザインされるべきなのか、といった議論が展開され、政治闘争にも影響されながら、宗廟制が變容していった状況は、秦漢時代において皇帝の權威と權力の源泉が再定義されていく過程を明らかにするために、單純化せず確認していかねばならない。永光四年以降、議論が行われる^⑤ことに一定の結論が出され、たとえばその後數年の短い間であっても、その結論に基づく宗廟制が行われた。したがって、前漢元帝期以降の宗廟制の變容を跡づけようとするならば、ひとつひとつの段階で出された結論を丁寧に見ていく必要がある。

目下のところ、日本で『漢書』韋玄成傳の記す前漢宗廟制改革全體の流れを検討したのは、先述の藤川氏の研究のみである。藤川氏は、改革における宗廟制の枠組みの變化を、「七廟」へ歸着するものととらえ、その後の展開にはあまりふれない。しかし、續く王莽の新王朝の宗廟制は、「五廟」や「七廟」の枠組みだけでは説明できない。さらに後漢の宗廟制は、ひとつの廟の建物の中に複數の皇帝・皇后の神主が納められる獨自の形態をとるため、五や七といった廟の建物の

數はもはや全く関係がなくなっている。つまり廟の數に注目することの多い現状では、前漢末宗廟制改革の成果が次代の宗廟制につながっていないことになるのだが、筆者はこれらの間に明確な繼承関係が存在すると考えている。

そこで本稿では、永光四年から元始五年までの期間を、元・成帝期、哀帝期、平帝期の三期に分ち、その間の宗廟制の變容を具體的に確認する。元・成帝期は、儒家禮學に基づく新しい宗廟制の基礎がひとまず確定した時期である。哀帝期は、それまでの宗廟制の枠組みとは異なる理論が劉歆によって提起されるとともに、皇帝の實父をめぐる問題が深刻化した時期である。そして平帝期、すなわち元始年間に決定された事柄は、哀帝期に深刻化した問題を解決した。ただしそれとは別に、劉歆の理論に基づいた新たな宗廟制がはじまり、やがてそれが後漢の宗廟制を規定することになる。こうした前漢宗廟制の系譜を跡づけた上で、劉瑞氏の研究⁵⁾によりつつ、王莽の新王朝の宗廟制に言及し、後漢の宗廟制につながる特徴を提示したい。

なお、本稿で引用する史料の大半は『漢書』韋玄成傳である。そのため、韋玄成傳から引用する場合は出典を省略し、韋玄成傳以外から引用する場合のみ、出典を記す。

第一章 元・成帝期の宗廟制

ここでは、元帝及び成帝期の宗廟制について考察するが、主に宗廟の「昭穆」序列がどのようにつけられたかに注目するため、それとはひとまず関係のない郡國廟の問題は扱わない。また薄太后（文帝母）と趙太后（昭帝母）の陵園廢止も、皇帝と皇后及び生母の関係から論じる必要があるため、ここでは保留としておきたい。

第一節 永光四年の發議と改制案

郡國廟廢止の決定後まもなく元帝が出した詔には、次のようにある。

蓋し聞くならず、明王禮を制し、親廟四を立て、祖宗の廟、萬世毀たざるは、祖を尊び宗を敬うを明らかにし、親親を著わす所以なり、と。朕祖宗の重きを承くるを獲るも、惟れ大禮未だ備わらず、戰栗恐懼し、敢えて自ら顛らにせず。其れ將軍、列侯、中二千石、二千石、諸大夫、博士と議せよ（蓋聞、明王制禮、立親廟四、祖宗之廟、萬世不毀、所以明尊祖敬宗、著親親也。朕獲承祖宗之重、惟大禮未備、戰栗恐懼、不敢自顛。其與將軍、列侯、中二千石、二千石、諸大夫、博士議）。

すでに指摘されているように、これが『禮記』喪服小記の次の記述に基づくことは明らかである。

王者、其の祖の自りて出ざる所を禘し、其の祖を以て之に配し、而して四廟を立つ。庶子の王たるも亦た之くの如し。別子祖と爲る、別を繼ぎ宗と爲る、禰を繼ぐ者小宗と爲る。五世有りて之を宗に遷す、其れ高祖を繼ぐ者なり。是の故に祖は上に遷り、宗は下に易う。祖を尊ぶ故に宗を敬う、宗を敬うは祖禰を尊ぶ所以なり。庶子祖を祭らざる者、其の宗を明らかにすればなり（王者禘其祖之所自出、以其祖配之、而立四廟。庶子王亦如之。別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗。有五世而遷之宗、其繼高祖者也。是故祖遷於上、宗易於下。尊祖故敬宗、敬宗所以尊祖禰也。庶子不祭祖者、明其宗也）。

元帝は、皇太子時代に太傅であつた蕭望之より「禮服」を教授されていた。⁶⁾ その「禮服」とは、もともと蕭望之が夏侯勝から學んだものである。⁷⁾ 『漢書』卷七八蕭望之傳に、「又た夏侯勝に従いて論語・禮服を問う（又從夏侯勝問論語・禮服）」

とあり、その顔師古注に「禮之喪服也」とあり、「禮服」とは現行『禮記』喪服小記の内容に合致していたと考えられる。元帝自身がかつて「禮服」を習得したことで、當時の漢家の宗廟制がそれに照らして不備であるとの問題意識を強くもち、改制の發議に到った。韋玄成傳の後文に、

初め、高后の時、臣下の妄りに先帝の宗廟・寢園の官を非議するを思い、故に定めて令に著わし、敢えて擅りに議する者有れば棄市とす。元帝に至りて改めて制し、此の令を蠲除す（初、高后時患臣下妄非議先帝宗廟寢園官、故定著令敢有擅議者棄市。至元帝改制、蠲除此令）。

とあり、宗廟制改革の議論をはじめするためには、まず皇帝自らが制によって律令を改める必要があった。

元帝の下問に對し、丞相韋玄成が議論をまとめて上奏した内容は、全て韋玄成傳に記載されている。長文であり内容も多岐にわたるため、區切つて提示する。

a 「玄成等四十四人」の意見

a ① 禮、王者の始めて受命す、諸侯の始封の君、皆な太祖と爲す。「太祖を繼ぐ」以下、⁽⁸⁾五廟にして迭ごも毀ち、毀廟の主は太祖に臧し、五年にして再たび殷祭するとは、壹禘壹禘を言うなり。禘祭なる者、毀廟と未毀廟の主と、皆な合して太祖に食し、父は昭と爲し、子は穆と爲し、孫復た昭と爲すは、古えの正禮なり。祭義に曰わく、王者は其の祖の自りて出ざるを禘し、其の祖を以て之に配し、而して四廟を立つ、と。言うところは、始めて受命して王たれば、天を祭るに其の祖を以て配し、而れども爲に廟を立てざるは、親盡くればなり。親廟四を立つるは親親なり。

親盡くれば送ごも毀ち、親疏の殺するは、終わり有るを示すなり（禮、王者始受命、諸侯始封之君、皆爲太祖。〔繼太祖〕以下、五廟而迭毀、毀廟之主臧乎太祖、五年而再殷祭、言壹禘壹祫也。祫祭者、毀廟與未毀廟之主、皆合食於太祖、父爲昭、子爲穆、孫復爲昭、古之正禮也。祭義曰、王者禘其祖自出、以其祖配之、而立四廟。言始受命而王、祭天以其祖配、而不爲立廟、親盡也。立親廟四、親親也。親盡而迭毀、親疏之殺、示有終也）。

a ② 周の七廟なる所以の者、后稷の始封、文王・武王の受命して王たるを以てなり。是を以て三廟毀たず、親廟四とともに七なり。后稷の始封、文武の受命の功有る者に非ずんば、皆な當に親盡きて毀つべし。成王二聖の業を成し、禮を制し樂を作り、功德茂盛なるも、廟猶お世よせず、行を以て諡と爲すのみ（周之所以七廟者、以后稷始封、文王、武王受命而王。是以三廟不毀、與親廟四而七。非有后稷始封、文武受命之功者、皆當親盡而毀。成王成二聖之業、制禮作樂、功德茂盛、廟猶不世、以行爲諡而已）。

a ③ 禮、廟は大門の内に在り、敢て親より遠れざるなり（禮、廟在大門之内、不敢遠親也）。

a ④ 臣愚以爲らく、高帝受命して天下を定むれば、宜しく帝者太祖の廟と爲し、世世毀たざるべし、後を承けて屬盡くる者宜しく毀つべし。今ま宗廟處を異にし、昭穆序せず、宜しく入りて太祖廟に就きて昭穆を序すること禮の如くすべし。太上皇・孝惠・孝文・孝景廟は皆な親盡くれば宜しく毀つべし。皇考廟は親未だ盡さず、故の如くす、と（臣愚以爲、高帝受命定天下、宜爲帝者太祖之廟、世世不毀、承後屬盡者宜毀。今宗廟異處、昭穆不序、宜人就太祖廟而序昭穆如禮。太上皇・孝惠・孝文・孝景廟皆親盡宜毀。皇考廟親未盡、如故）。

b 「大司馬車騎將軍許嘉等二十九人」の意見

孝文皇帝、誹謗を除き、肉刑を去り、躬^⑨ずから節儉し、獻を受けず、罪人帑せられず、其の利を私せず、美人を出だし、人類を絶つを重^はかり、長老に賞賜し、孤獨を收恤し、徳厚きこと天地に伴しく、利澤たりて四海に施せば、宜しく帝者太宗の廟と爲すべし（孝文皇帝除誹謗、去肉刑、躬節儉、不受獻、罪人不帑、不私其利、出美人、重絶人類、賞賜長老、收恤孤獨、徳厚侔天地、利澤施四海、宜爲帝者太宗之廟）。

c 「廷尉忠」の意見

孝武皇帝、正朔を改め、服色を易え、四夷を攘え、宜しく世宗の廟と爲すべし（孝武皇帝改正朔、易服色、攘四夷、宜爲世宗之廟）。

d 「諫大夫尹更始等十八人」の意見

皇考廟、及びて昭穆に序するは正禮に非ず、宜しく毀つべし。（皇考廟上序於昭穆、非正禮、宜毀）。

全體を整理すると、韋玄成等の結論した宗廟制は a④で、a①～③はその根拠を述べる。a①とa③冒頭の「禮」が、a④の「如禮」の「禮」にあたる。b c dはそれぞれ、a④の宗廟制の一部に對する反對意見である。

a①冒頭の「禮」以下「壹禘壹祫也」に到るまでは、いずれかの經書に直接書かれているものではないようである。その後の「裕祭」の説明は、『春秋穀梁傳』文公二年によると考えられる。¹¹⁾

次に引用される「祭義」の内容は、錢大昭が指摘するように現行『禮記』喪服小記に含まれ、元帝が詔で引用したのと

同じだが、韋玄成等はここでその經文の解釋を披露している¹²。その解釋の要點は、廟の迭毀を決める絶對的な基準が「親」にあることを示す點である。受命した王（＝太祖）は、始祖のためにすら廟を立てない。なぜなら自分から遠い祖であり、「親」がすでに盡きているためである。受命ないし始封の太祖廟一（不毀）と、「親」のある廟四（迭毀）の計五廟が常に保持されるのが「禮」の一般原則であり、それを現在の漢王朝の諸廟にあてはめるならば、a④に提示された選擇となる。「親」を唯一の基準とするからこそ、悼皇考廟は容認される。

a②は周の七廟を説明する部分であるが、その主眼は、周の七廟がa①で述べた「禮」の一般原則とは異なる特例であることを明らかにする點にある。七廟を三つの不毀廟（后稷・文王・武王）と四つの親廟と解釋し、前者は特例でも後者は一般原則にかなない、かつ功德ある成王の廟ですら不毀とはならないとし、a①で示した「親」を絶對的基準とする主張を補強する。『禮記』王制や禮器、及び『春秋穀梁傳』僖公十五年には「天子七廟」とある事實を周の特例とみなし、一般原則としての「禮」の「五廟」との整合性をとりつつ、範としての後者の優越を述べたと考えられる¹³。

a③は廟の立地に關する「禮」説だが、典據ははっきりしない。漢では文帝以下の廟が長安城外にあるため、城内の高廟を「太祖廟」として、宗廟の機能をそこに集約しようとする意見であろう。

そしてa④で提示された宗廟制案は、「親」を絶對的基準とする主張が貫徹された「五廟」制である¹⁴。また「宗」を想定しない點も特徴的である。景帝元年以來百年以上「太宗」とされてきた孝文廟を毀廟とし、元帝の祖父悼皇考廟を「親廟」のひとつとするもので、具體的に示せば、

高祖廟（＝太祖廟）

以上「不毀」

孝武廟（親廟1）・孝昭廟（親廟2）・悼皇考廟（親廟3）・孝宣廟（親廟4）

以上「迭毀」

という案である。親廟の「昭穆」をどのようにつけるつもりだったのかは明記されていないが、悼皇考は昭帝の甥にあたるので、世代によって、武帝（昭）・昭帝（穆）・悼皇考（昭）・宣帝（穆）とするのが妥当であろう。

孝武廟はまだ毀廟の段階ではないにもかかわらずcの意見が出されたのは、「太宗」孝文廟の毀廟と同時に、孝武廟を「世宗」とする舊來の位置づけをも廢する案が出されたためではないだろうか。また悼皇考廟を問題視し、「昭穆」の序列に組み込むことに反対するdの意見が出たのは、「親」を基準とする以外の考え方の存在を示すものとして重要である。

要するに、景帝が「太祖」高祖廟、「太宗」孝文廟を定め、その二廟での八月酎祭を宗廟の大祭として別格化し、續いて宣帝が「世宗」孝武廟を定めて「太祖」「太宗」と格を等しくしたこれまでの宗廟制を、その根幹から一新する案といえる。元帝が一年近く悩んだのは當然かもしれない。⁽¹⁵⁾

第二節 永光五年の議論と決定

事態が動いたのは永光五年（前39）末である。元帝はまず、永光四年の上奏を勘案した基本方針を提示した。

蓋し聞くならず、王者の祖功有りて宗徳有るは、尊尊の大義なり、親廟四を存するは、親親の至恩なり、と。高皇帝、天下の爲めに暴を誅し亂を除き、受命して帝たれば、功焉れより大なるは莫し。孝文皇帝、國して代王爲り、諸呂亂を作し、海内搖動するも、然るに群臣・黎庶、意を壹にせざる靡く、北面して心を歸し、猶お謙りて辭し固く譲りて後位に即き、亂秦の跡を削り、三代の風を興し、是を以て百姓晏然として、咸な嘉福を獲れば、徳焉れより盛んなるは莫し。高皇帝、漢の太祖と爲し、孝文皇帝、太宗と爲し、世世祀を承け、之を無窮に傳うるは、朕甚だ之を樂う。孝宣皇帝、孝昭皇帝の後爲れば、義に於いて壹體たり。孝景皇帝廟及び皇考廟、皆な親盡く。其れ禮儀を正せ（蓋聞、

王者祖有功而宗有德、尊尊之大義也、存親廟四、親親之至恩也。高皇帝爲天下誅暴除亂、受命而帝、功莫大焉。孝文皇帝國爲代王、諸呂作亂、海內搖動、然群臣黎庶、靡不壹意、北面而歸心、猶謙辭固讓而後卽位、削亂秦之跡、興三代之風、是以百姓晏然、咸獲嘉福、德莫盛焉。高皇帝爲漢太祖、孝文皇帝爲太宗、世世承祀、傳之無窮、朕甚樂之。孝宣皇帝爲孝昭皇帝後、於義壹體。孝景皇帝廟及皇考廟、皆親盡。其正禮儀。

方針の要點は、第一に「太祖」高祖廟と「太宗」孝文廟とをともに「不毀」とすること、第二に宣帝と昭帝とを「一體」とみなすこと、第三に悼皇考廟を「親盡」とすること、の三點である。末尾に「孝景皇帝廟及皇考廟皆親盡」とあるが、「孝景皇帝」は「孝惠皇帝」の誤りであろう。¹⁶⁾

一點目は、景帝元年の決定を再定義し、改めて二廟を儒家禮制上の「不毀」廟として確定する方針である。二點目は難解であるが、顔師古は次のように理解した。

一體、俱に昭と爲すを謂うなり。禮、孫は祖と俱に昭と爲す。宣帝の昭帝に於けるや從孫爲り、故に義に於いて一體と云う（一體謂俱爲昭也。禮、孫與祖俱爲昭。宣帝之於昭帝爲從孫、故云於義一體）。

顔師古が「壹體」を「ともに昭とすること」と理解したのは、後文にみえる、この方針をうけて韋玄成等が策定した「禮儀」において、昭帝と宣帝とがともに「昭」となったことを考慮したためであろう。昭帝と宣帝とは祖父世代と孫世代との關係にあるから、どちらも「昭」となるのは禮制上の道理である。ただし、それを「一體」と表現するのかどうか、いまひとつつきりしない。

というのは、元帝が、「宣帝は昭帝の「後」であるから、「義」において「壹體」である」と言っているためである。この場合、「壹體」とは、世代よりも、帝位繼承の順序にかかる表現である可能性が高い。

そこで私案として、「一體」とは、昭帝と宣帝との間に介在する悼皇考の排除を意味するのではないかと考えたい。その根拠は、要點の三點目としてあげたように、元帝が悼皇考廟について「親盡」と判断しており、これは同廟を「毀廟」としたい元帝の意圖を示唆するものとみられる點である。元帝が、廟によつて漢家の正統な帝位繼承の順序を示すために、帝位繼承の順序と廟の序列とを對應させたいと考えたならば、そのために、皇帝位についていない悼皇考の廟を排除しようとしたとしてもおかしくない。昭帝と宣帝の「壹體」とは、それを正當化する表現なのではないだろうか。その場合、韋玄成等が示した悼皇考廟を「昭穆」に組み入れる案に對し、實の孫である元帝自身がその修正を求めているため、兩者の間には微妙な考えの違いがあつたといえる。

元帝の方針提示を受けて韋玄成等が策定した宗廟制は、次のようになった。

祖・宗の廟、世世不毀たり、祖を繼ぐるより以下、五廟にして迭毀す。今ま高皇帝太祖と爲し、孝文皇帝太宗と爲し、孝景皇帝昭と爲し、孝武皇帝穆と爲し、孝昭皇帝は孝宣皇帝と俱に昭と爲す。皇考廟は親未だ盡きず。太上、孝惠廟は皆な親盡くれば、宜しく毀つべし。太上廟の主は宜しく園に瘞^{うす}め、孝惠皇帝穆と爲し、主は太祖廟に遷し、寢園皆な復たは修むる無かるべし（祖・宗之廟世世不毀、繼祖以下、五廟而迭毀。今高皇帝爲太祖、孝文皇帝爲太宗、孝景皇帝爲昭、孝武皇帝爲穆、孝昭皇帝與孝宣皇帝俱爲昭。皇考廟親未盡。太上、孝惠廟皆親盡、宜毀。太上廟主宜瘞園、孝惠皇帝爲穆、主遷於太祖廟、寢園皆無復修）。

藤川正數氏はこれを、「太祖高帝と太宗文帝とを不毀とし、あとは身近な所から五廟を置くという七廟説により、その五廟を、「景・武・昭・皇考・宣」と數え、太上皇帝と惠帝とは、親が盡きたので遷すべきであると主張して、それが裁可されたのである」と要約する¹⁷⁾。しかし筆者は、文中で悼皇考廟に「昭」「穆」のいずれの位置づけも與えられていないことを重視したい。

保科氏の指摘するとおり、この段階で高廟・孝文廟・孝景廟・孝武廟・孝昭廟・悼皇考廟・孝宣廟の計七つの廟が残されたのは事實である¹⁸⁾。しかし、「太祖」「太宗」「昭」「穆」という宗廟制上の位置づけを得た廟に注目すると、また違った側面がみえてくる。

文中の「爲」字が宗廟制上の位置づけの確定を示すとみたならば、

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」

以上「不毀」

孝景廟「昭」(親廟1)・孝武廟「穆」(親廟2)・孝昭廟「昭」(親廟3)・孝宣廟「昭」(親廟4)

以上「迭毀」

となり、これがこの時点で定められた宗廟の序列である。皇帝位繼承の順序と各皇帝の世代とを對應させたならば、「昭」が連続せざるを得ない。しかし、次節でみるように、前漢の皇帝たちの神主が全て一堂に會することはなかった、つまり一箇所で「昭穆」の序列が可視化されることはなかったため、「昭」と「穆」のバランスが多少悪くても、大きな問題にはならなかったのだろう。悼皇考廟は「昭穆」の序列から排除されたが、「親未盡」という理由で存在を容認されたと考えられる。

悼皇考廟のこのような中途半端な状況のもつ意味を考える手がかりが、太上皇廟に對する措置にある。太上皇は、皇帝

位についていない皇帝の實父という點で悼皇考と等しい。太上皇廟について、「親が盡きた」ため毀廟とした上で神主を園に埋めるとは、皇帝位についていない者として、帝位繼承者の柩外に葬ることを意味する。同様の理由で毀廟となる惠帝廟は、一方で太祖廟（高廟）の中で「穆」の位置づけを得て、帝位繼承者の柩内に残るためである。¹⁹⁾

太上皇廟の例は、「親」を基準として、一定期間内に限って存在を容認されながらも、帝位繼承者とその序列内には位置づけられない廟があったことを示す。悼皇考廟もまた、「親盡」のときが来るまで祭祀を受けるが、「昭穆」の序列からは排除され、ゆくゆくは太上皇廟と同様に處置されることが想定されていたのではないだろうか。²⁰⁾ 元帝の悼皇考廟「毀廟」の方針と、韋玄成等の「親」を唯一の基準とする主張との妥協として、この措置がとられたように思われる。²¹⁾

この永光五年の宗廟制が、韋玄成傳の後文にいう「永光五年制書」の内容である。これは、「迭毀」の基準を現皇帝からみた「親」に置き、悼皇考廟の存在を容認するものであった。この後四十年近く、悼皇考廟は問題なく保持され、元始年間²²⁾に到って、皇帝位繼承を示す序列を絶対的基準とし、それと「親廟」とを完全に一致させる方針への轉換にともなつて、一轉して否定され廢止されたのである。

第三節 禘祭制度

ここで前漢の宗廟祭祀制度のひとつ、禘祭制度についてふれておきたい。『後漢書』列傳第二五張純傳に、

漢の舊制、三年ごとに一たび禘し、毀廟の主は高廟に合食し、存廟の主は未だ嘗て合祭せず（漢舊制、三年一禘、毀廟主合食高廟、存廟主未嘗合祭）。

とある。この「舊制」がいつのものか明記されていないが、禘祭が「毀廟主」を高廟で合祭する祭祀であるならば、「毀廟主」の出現をもってその規定ができたと考えるのが自然である。「毀廟」の發生と同時に禘祭の規定を設けなければ、「毀廟主」は祭祀を受ける場を全く失ってしまうためである。前漢ではじめて「毀廟主」となったのは惠帝であり、それは永光五年の宗廟制の策定による。

ならば張純のいう禘祭制度の「漢舊制」とは、この永光五年に新たな宗廟制の一角として、惠帝廟の神主を「穆」として高廟に遷したのと同時に策定された可能性が高い。⁽²²⁾ 太上皇廟の神主は禘祭の対象とならなかったのだろう。

三年に一度の禘祭は皇帝親祭であったことが、『續漢書』祭祀志下第九劉昭注の引く「漢舊儀」からわかる。

宗廟、三年ごとに大いに禘祭す。子孫諸帝、昭穆を以て高廟に坐し、諸もろの隳廟神、皆な合食し、左右の坐を設く。高祖南面し、幄繡帳望、⁽²³⁾ 堂上の西北隅。帳中の坐長さ一丈、廣さ六尺、繡網厚さ一尺、之に著くるに絮四百斤を以てす。曲几、黄金釦器。高后は右に坐し、亦た幄帳、卻くこと六寸。白銀釦器。牢毎に之を中分し、左辨は帝に上し、右辨は后に上す。⁽²⁴⁾ 俎の餘・委肉、前殿に積むこと千斤、名づけて堆俎と曰う。⁽²⁵⁾ 子は昭と爲し、孫は穆と爲す。昭は西面し、曲屏風、穆は東面し、皆な曲几とすること高祖の如くす。饌は其の右に陳ね、各おの其の左に配し、坐は祖妣の法の如くす。太常、皇帝を導き北門より入る。群臣の陪者、皆な手を擧げ班辟し抑首して伏す。大鴻臚、大行令、九儼もて傳えて曰わく、起て、と。位に復る。而して皇帝堂に上り盥し、侍中以て巾し、觶酒を奉じて従う。帝進みて拜謁す。贊饗曰わく、嗣曾孫皇帝、敬んで再拜す、と。前みて酒を上る。卻き、行り、⁽²⁶⁾ 昭穆の坐に至り次もて酒を上る。子は昭と爲し、孫は穆と爲し、各おの父子相い對するなり。畢わり、卻きて西面して坐す。坐は乘輿の坐の如くす。贊饗、高祖を奉じて壽を賜う。皇帝起ちて再拜し、席に即く。太牢の左辨を以て皇帝に賜うこと祠の如くす。

其れ夜半、入りて禮を行い、平明、九扈を上り、畢わり、群臣皆な拜し、因りて胙を賜う。皇帝出で、更衣の中に即き、詔して罷まかる。當に従うべき者は奉承す（宗廟三年大禋祭、子孫諸帝以昭穆坐於高廟、諸隳廟神皆合食、設左右坐。高祖南面、幄繡帳望、堂上西北隅。帳中坐長一丈、廣六尺、繡網厚一尺、著之以絮四百斤。曲几、黃金釦器。高后右坐、亦幄帳、卻六寸。白銀釦器。每牢中分之、左辨上帝、右辨上后。俎餘委肉積於前殿千斤、名曰堆俎。子爲昭、孫爲穆。昭西面、曲屏風、穆東面、皆曲几、如高祖。饌陳其右、各配其左、坐如祖妣之法。太常導皇帝入北門。群臣陪者、皆舉手班辟抑首伏。大鴻臚、大行令九儉傳曰、起。復位。而皇帝上堂盥、侍中以巾、奉饌酒從。帝進拜謁。贊饗曰、嗣曾孫皇帝敬再拜。前上酒。卻行、至昭穆之坐次上酒。子爲昭、孫爲穆、各父子相對也。畢、卻西面坐、坐如乘輿坐。贊饗奉高祖賜壽。皇帝起再拜、即席以太牢之左辨賜皇帝如祠。其夜半入行禮、平明上九扈、畢、群臣皆拜、因賜胙。皇帝出、即更衣中、詔罷。當從者奉承）。

高祖以下、毀廟となった皇帝と皇后の神位が「昭穆」の序列にしたがって堂上に排列され、皇帝自身が順に酒を獻じる状況がわかる。意味のとりにくい箇所があるのは、脱文等の影響であろう。永光五年の時點で「毀廟主」は惠帝のみだが、その後順次「毀廟主」が増加して禘祭の對象に加わることを想定した規定である。

永光四年の案では太祖廟（＝高廟）に神主を集約して「昭穆」の序列を明確に可視化することが提案され、永光五年に「昭穆」の位置づけを定める點は實行された。しかし張純の「存廟主未嘗合祭」という言葉をみる限り、禘祭に際して太祖廟に集められたのは「毀廟主」のみで、「存廟主」はその後も【表②】の年間祭祀スケジュールどおりに各自の廟で祭祀を受けたとみてよい。

またこのとき、従来の宗廟及び陵園祭祀制度を改訂しようとする意見も出た。

【表②】 前漢における一年間の宗廟祭祀一覽

月	名稱	太牢の數
正月	月祭	1
二月	月祭	1
三月	月祭	1
四月	月祭	1
五月	月祭	1
	嘗麥	1
六月	月祭	1
	初伏	1
	仲伏	1
七月	後伏	1
	月祭	1
	立秋糶婁	1
八月	嘗棗	1
	月祭	1
	先夕饋殯	1
九月	酎祭	9
	月祭	1
十月	月祭	1
	嘗稻	2
	飲蒸	2
十一月	月祭	1
	嘗□	2
十二月	月祭	1
	臘	2
(閏月)	月祭	1

※「三伏」は六月と七月にまたがる。

議者又た以爲らく、清廟の詩に言えらく、交神の禮、清靜ならざる無し、と。今ま衣冠の出游、車騎の衆、風雨の氣有り、所謂る清靜に非ざるなり。祭は數しばするを欲せず。數なれば則ち瀆^{あなど}る、瀆れば則ち敬まず。宜しく古禮に復り、四時廟に祭るべし。諸もろの寢園の日月間祀、皆な復た修むる勿かる可し、と。上亦た改めざるなり（議者又以爲、清廟之詩言、交神之禮、無不清靜。今衣冠出游、有車騎之衆、風雨之氣、非所謂清靜也。祭不欲數。數則瀆、瀆則不敬。宜復古禮、四時祭於廟。諸寢園日月間祀、皆可勿復修。上亦不改也）。

この改訂案を理解するために、韋玄成傳前文にある、前漢の廟と陵園の祭祀制度を振り返っておこう。

日ごとに寢に祭り、月ごとに廟に祭り、時ごとに便殿に祭る。寢は日ごとに四たび食を上り、廟は歲ごとに二十五たび祠り、便殿は歲ごとに四たび祠る。又た月ごとに一たび衣冠を遊せしむ（日祭於寢、月祭於廟、時祭於便殿。寢、日四上食、廟、歲二十五祠、便殿、歲四祠。又月一游衣冠）。

このうち廟の「歳二十五祠」（月祭於廟）を含むは【表②】で示したとおりである。残る陵園の寢（＝陵寢）と便殿における祭祀について整理すると、「日祭於寢」の具體的な内容が「寢日四上食」に相当し、同様に「時祭於便殿」は「便殿歳四祠」に等しい。陵園内の寢では毎日の上食、便殿では四時の祭祀が行われていた。これら寢や便殿といった建物の性質、及び「間祀」については、ひとまず次の『後漢書』卷三章帝紀・李賢注引「續漢書」によって理解しておく。

四時正祭の外、五月嘗麥・三伏・立秋嘗棗・盛酎・十月嘗稻等有り、之を間祀と謂い、即ち各おの更衣の殿においてす。更衣なる者、正處に非ざるなり。園中寢有り、便殿有り。寢なる者、陵上の正殿なり。便殿、寢側の別殿、即ち更衣なり（四時正祭外、有五月嘗麥・三伏・立秋嘗棗・盛酎・十月嘗稻等、謂之間祀、即各于更衣之殿。更衣者、非正處也。園中有寢、有便殿。寢者、陵上正殿。便殿、寢側之別殿、即更衣也）。

韋玄成傳の記述では陵園での毎月の祭祀についてはつきり書かれていないが、毎月の衣冠出游は、陵寢に保管してある皇帝の衣冠が毎月いちど廟に出御して廟で祭祀を受ける行事なので、衣冠を送り出す際に陵寢の方でも何らかの祭祀が行われ、それが毎月の陵寢の祭祀とみなされたのかもしれない²⁷。また韋玄成傳の記述では、陵の寢ないし便殿で時候にあわせた「間祀」が行われていたことを確認できないが、永光五年の改訂案で「間祀」に言及しているので、行われていたとみるのがよいだろう。

改訂案は、『詩』周頌・清廟と『禮記』祭義を根據に、陵園での祭祀を全て廢し、廟での祭祀も四時の祭祀（正祭）のみに限定することを求めた。しかし元帝は見送り、叔孫通以來の各廟と各陵園での祭祀制度は保存された。

なお、孝武廟について後文に次のようにある。

初め、上迭毀の禮を定め、獨り孝文廟を尊びて太宗と爲すのみして、孝武廟の親未だ盡きず、故に未だ毀たず。上是に於いて乃ち復た之を申明して曰わく、孝宣皇帝、孝武廟を尊びて世宗と曰い、損益の禮、敢えて與かること有らず、と。他は皆な舊制の如くし、唯だ郡國廟のみ遂に廢すと云う（初、上迭毀禮、獨尊孝文廟爲太宗、而孝武廟親未盡、故未毀。上於是乃復申明之、曰、孝宣皇帝尊孝武廟曰世宗、損益之禮、不敢有與焉。他皆如舊制、唯郡國廟遂廢云）。

永光五年の宗廟制では武帝に「宗」の位置づけを與えなかったが、このとき改めて、孝武廟を「世宗」とした宣帝の措置の繼承が表明された。これは、韋玄成傳の後文の綏和二年（前7）の議論にみえる「建昭五年制書」の内容に合致するため、この決定が建昭五年（前34）になされたことがわかる。

第四節 竟寧元年の決定

永光五年に策定された新たな宗廟制は、元帝の體調不良を理由として、建昭五年七月の太上皇廟の復置、及び翌竟寧元年（前33）二月の惠帝廟の復置によっていったん停止したとみてよい。

ところが同年五月に元帝が死去し、六月に成帝が即位すると、體調不良を理由とした先帝の措置の見直しや、廟の迭毀の確認がなされ、永光五年の宗廟制が息を吹き返すことになった。このときの丞相は、かつて元帝に「禮服」を教授した蕭望之の同門、匡衡である。⁽²⁸⁾

元帝崩じ、衡奏言すらく、前に上の體平らかならざるを以て、故に諸もろの罷む所の祠を復するも、卒に福を蒙らず。案ずるに、衛思后、戾太子、戾后園は親未だ盡きず。孝惠、孝景廟は親盡くれば宜しく毀つべし。及び太上皇、孝

文・孝昭太后、昭靈后、昭哀后、武哀王の祠、悉く罷め、奉ること勿からんことを請う、と。奏して可（元帝崩、衡奏言、前以上體不平、故復諸所罷祠、卒不蒙福。案、衛思后、戾太子、戾后園、親未盡。孝惠、孝景廟親盡、宜毀。及太上皇、孝文・孝昭太后、昭靈后、昭哀后、武哀王祠、請悉罷、勿奉。奏可）。

匡衡の方針も、先の韋玄成等と同様に一貫して「親」に基準をおくものであることが確認できる。衛思后の墓園と戾太子・戾后夫妻の墓園は永光四年九月にいったん廢され、建昭五年六月から七月に復置された。これらが他と異なり再度廢止されなかつたのは「親」の故である。孝惠廟を再度毀廟とし、孝景廟を新たに毀廟とすることで定まつたこの時點での宗廟の序列は次の通りである。

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」・孝武廟「世宗」

以上「不毀」

孝昭廟「昭」（親廟1）・孝宣廟「昭」（親廟2）・孝元廟「穆」（親廟3）

以上「迭毀」

順送りに景帝がはずれて元帝が入ることに異論は出なかつたようである。孝惠廟の神主は以前の決定のとおり高祖廟に納められた可能性が高いが、孝景廟の神主の神主が納められた先ははっきりしない。

この後成帝の治世二十五年餘りの間、宗廟制に關して、河平元年（前28）に平當の建言によつて太上皇の廟と陵園とが復置された以外の動きはない。永光五年の宗廟制が行われたとみられるこの間、先にあげた張純のいう「漢舊制」の祫祭制度も行われていた可能性が高い。ただ舊來の宗廟及び陵園祭祀制度の改訂は記録されていないので、祫祭とは別に「太祖」高祖廟と「太宗」孝文廟、「世宗」孝武廟で皇帝親祭の八月耐祭も舉行されていたと考えられる。

第二章 哀帝期の宗廟制

ここでは、前章に引き續き宗廟の序列に注目しながら、哀帝期に起こった變化をたどる。主な内容は、綏和二年に提起された劉歆の説と、建平二年（前5）の哀帝の實父恭皇の廟の設置にともなう序列の變動である。

第一節 綏和二年の議論と決定

藤川氏が指摘するとおり、元帝死去を受けた廟の迭毀がすんなりと認められた一方で、成帝死去を受けた綏和二年のそれが議論を巻き起こしたのは、孝武廟を迭毀の対象とするか否かの問題が提起されたためである。それは、元帝が「永光五年制書」と「建昭五年制書」において定めた宗廟制の再検討を含めた議論を求めるものであった。

丞相孔光、大司空何武奏言すらく、永光五年制書、高皇帝を漢の太祖と爲し、孝文皇帝を太宗と爲す。建昭五年制書、孝武皇帝を世宗と爲し、損益の禮、敢えて與かること有らず。臣愚以爲らく、迭毀の次、當に時を以て定むべし、令の擅りに宗廟を議する意と爲す所に非ざるなり。²⁹⁾ 臣群臣と雜えて議せんことを請う、と。奏して可（丞相孔光、大司空何武奏言、永光五年制書、高皇帝爲漢太祖、孝文皇帝爲太宗。建昭五年制書、孝武皇帝爲世宗。損益之禮、不敢有與。臣愚以爲、迭毀之次、當以時定、非令所爲擅議宗廟之意也。臣請與群臣雜議。奏可）。

三十年餘り前の永光四々五年の議論で多數派を構成していた韋玄成等の主張を繼承したのが、次の彭宣等の意見である。

a 「光祿勳彭宣、詹事滿昌、博士左咸等五十三人」の意見⁽³⁰⁾

祖・宗を繼ぐる以下、五廟にして迭毀し、後賢君有ると雖も、猶お祖・宗と竝列するを得ず。子孫褒大顯揚して之を立てんと欲すると雖も、鬼神饗けざるなり。孝武皇帝は功烈有ると雖も、親盡くれば宜しく毀つべし、と（繼祖宗以下、五廟而迭毀、後雖有賢君、猶不得與祖宗竝列。子孫雖欲褒大顯揚而立之、鬼神不饗也。孝武皇帝雖有功烈、親盡宜毀）。

「永光五年制書」にて決定した高祖と文帝の位置づけを繼承し、「五廟而迭毀」の原則を堅持するために、「建昭五年制書」における、武帝も「宗」とする決定を覆そうとするもので、韋玄成等の、周の成王すら迭毀の対象であったという主張の延長に位置づけられる。

續いて王舜と劉歆の反対意見が述べられる。長文となるため、冒頭の武帝の「攘夷」の功績を述べた部分は省略するが、劉歆の主張は後の王莽や後漢の宗廟制を考える上で重要となるため、以下に詳しくみていきたい。

b 「太僕王舜・中壘校尉劉歆」の意見

b ① ……孝武皇帝、中國の罷勞して安寧の時無きを愆れみ、……中興の功、未だ焉より高き者有らざるなり。高帝、大業を建て太祖と爲り、孝文皇帝、徳至だ厚きや文太宗と爲り、孝武皇帝、功至だ著らかなるや武世宗と爲り、此れ孝宣帝德音を發する所以なり（孝武皇帝愆中國罷勞無安寧之時、……中興之功未有高焉者也。高帝建大業、爲太祖、孝文皇帝徳至厚也、爲文太宗、孝武皇帝功至著也、爲武世宗、此孝宣帝所以發德音也）。

b ② 禮記王制及び春秋穀梁傳、天子七廟、諸侯五、大夫三、士二とす。天子七日にして殯し、七月にして葬る、諸

侯五日にして殯し、五月にして葬る、此れ喪事の尊卑の序なり、廟數と相い應ず。其の文に曰わく、天子は三昭三穆、太祖の廟と七、諸侯は二昭二穆、太祖の廟と五、と。故に徳厚き者は流光おほいにして、徳薄き者は流卑ひくし。春秋左氏傳に曰わく、名位同じからざれば、禮も亦た數を異にし、上自り以て下り、降殺するに兩を以てするは禮なり（禮記王制及春秋穀梁傳、天子七廟、諸侯五、大夫三、士二。天子七日而殯、七月而葬、諸侯五日而殯、五月而葬、此喪事尊卑之序也、與廟數相應。其文曰、天子三昭三穆、與太祖之廟而七、諸侯二昭二穆、與太祖之廟而五。故徳厚者流光、徳薄者流卑。春秋左氏傳曰、名位不同、禮亦異數。自上以下、降殺以兩、禮也）。

b③ 七なる者は、其れ正しき法數にして、常數とす可き者なり。宗は此の數の中に在らず。宗は變なり。苟しくも功德有れば則ち之を宗とし、預め數を爲設す可からず。故に殷に於いて太甲は太宗と爲り、大戊は中宗と曰い、武丁は高宗と曰う。周公は母逸の戒を爲り、殷の三宗を擧げて以て成王に勸む。是に繇り之を言え、宗は數無きなり。然らば則ち帝者の功德博きを勸む所以なり。七廟を以て之を言え、孝武皇帝未だ宜しく毀つべからず、宗とする所を以て之を言え、則ち功德無しと謂う可からず。禮記祀典に曰わく、夫れ聖王之祀を制するや、功民に施せば則ち之を祀り、勞を以て國を定むれば則ち之を祀り、能く大災を救えれば則ち之を祀る、と。竊かに觀るに、孝武皇帝、功德皆兼ねて有り。凡そ異姓に在りて猶お將に特り之を祀らんとす、況んや先祖においてをや（七者、其正法數、可常數者也。宗不在此數中。宗、變也。苟有功德則宗之、不可預爲設數。故於殷、太甲爲太宗、大戊曰中宗、武丁曰高宗。周公爲母逸之戒、舉殷三宗以勸成王。繇是言之、宗、無數也。然則所以勸帝者之功德博矣。以七廟言之、孝武皇帝未宜毀、以所宗言之、則不可謂無功德。禮記祀典曰、夫聖王之制祀也、功施於民則祀之、以勞定國則祀之、能救大災則祀之。竊觀、孝武皇帝、功德皆兼而有焉。凡在於異姓、猶將特祀之、況于先祖）。

b④ 或るひと説くに、天子五廟、見文無し、と。又た説くに、中宗・高宗なる者、其の道を宗として其の廟を毀つ、と。名、實と異なり、徳を尊び功を貴ぶの意に非ざるなり。詩に云えらく、蔽芾たる甘棠、鬚る勿かれ伐る勿かれ、邵伯の芟りし所、と。其の人を思い、猶お其の樹を愛す、況んや其の道を宗として其の廟を毀つをや。迭毀の禮、自ずから常法有り、殊功異徳無くんば、固より親疏を以て相い推及す。祖宗の序、多少の數に至りては、經傳明文無く、至尊至重なれば、疑文虚説を以て定め難きなり。孝宣皇帝、公卿の議を擧げ、衆儒の謀を用い、既に以て世宗の廟と爲し、之を萬世に建て、天下に宣布す。臣愚以爲らく、孝武皇帝、功烈彼れの如く、孝宣皇帝、崇えて之を立つること此くの如くんば、宜しく毀つべからず、と（或説天子五廟無見文、又説中宗、高宗者、宗其道而毀其廟。名與實異、非尊徳貴功之意也。詩云、蔽芾甘棠、勿鬚勿伐、邵伯所芟。思其人猶愛其樹、況宗其道而毀其廟乎。迭毀之禮自有常法、無殊功異徳、固以親疏相推及。至祖宗之序、多少之數、經傳無明文、至尊至重、難以疑文虚説定也。孝宣皇帝擧公卿之議、用衆儒之謀、既以爲世宗之廟、建之萬世、宣布天下。臣愚以爲、孝武皇帝功烈如彼、孝宣皇帝崇立之如此、不宜毀）。

劉歆の主張を整理しておこう。b①は、孝武廟が宣帝によつて「世宗」とされた經緯を改めて喚起するものである。b②では、永光年間の議論で韋玄成等が周の特例とした「七廟」の典據である王政等の制度をあげ、劉歆は太祖廟と三昭三穆とからなる「七廟」制を周制と認めている。同時に、『左傳』から、身分によつて「二（兩）」ずつ差等がつけられていくという法則を導き出し、「禮」の一般原則として提示している。

b③では、b②の「七廟」などの「七」を、禮制において一定の基準となる數と認める一方で、宗廟制における「宗」はその數、つまり枠の外に無制限に指定し得ることを、殷の三宗を論據として説く。功徳があれば「不毀」の「宗」廟となり得るために、帝王はそれを目標として功徳の蓄積に勵む。b②が周制をあげるのに對し、こちらでは「宗」のいる殷

制を範としてあげる筋立てになっている。さらに、聖王が定めた祭祀の制度（祀典）において、自然神や人間を祭祀の対象とする基準は民に對する功績等であるから、功績のある祖先を祭らないのはそれにもとるとし、祭祀において、廟の數より功績を基準とすることの優位性、普遍性を主張する。

「以七廟言之、孝武皇帝未宜毀」とは、b②とb③でそれぞれあげた二つの範、周制と殷制のうち、周制に照らすならば、孝武廟は毀廟にはあたらない、という意味である。しかし、b④に「迭毀之禮自有常法、無殊功異德、固以親疏相推及」とある中の「常法」が、b③冒頭の「七者、其正法數、可常數者也」の「法數」・「常數」に當たるとすれば、「七廟」の制限は際だった功徳のない祖先の廟にのみかかると考えられる。殷制の特別な功徳をもつ「宗」の廟はその枠外にあり、武帝の功績はまさにその「宗」に當たるというのが、劉歆の主張の主眼である。³¹このように、周制と殷制とを折衷し、際立った功徳がなく「親」を基準に迭毀する廟の數を七に制限する一方で、特別な功徳をもつ「宗」をその枠外に無限に認めるのが、劉歆の説である。

b④では、「天子五廟無見文」という説を紹介し、暗に永光年間に元帝と韋玄成等が『禮記』喪服小記を典據として定めた「五廟而迭毀」には經や傳による確かな裏付けがないことを指摘した上で、それ以前の、b①で喚起した宣帝の決定に立ち返るべきとする。

韋玄成・彭宣等の意見と劉歆の意見とのどちらが經學上正しいのかといった問題には立ち入らないが、以上の劉歆の説から、彼が「七廟」制を主張したと理解することはできないことを指摘しておきたい。劉歆の説の中心は「宗」の無限性の主張にある。ここでは、實は「七」という廟の數自體はあまり問題にならない。そしてこれは、元始年間に宣帝・元帝・成帝・平帝の廟が全て「宗」とされ、さらに後漢において全ての皇帝に「宗」の廟號が與えられたことにつながっていくと考えられる。

綏和二年の議論を總じて、藤川氏は「彭宣らが五親廟の中に皇考廟を加えるのに對して、劉歆らは皇考廟を認めず、したがって武帝を入れて五親廟とするのであつて、そこに見解の相違があるのである」とする。しかし通覽して明らかによろしく、この議論に悼皇考廟は一切出てこない。したがって兩者の見解の相違は悼皇考廟の扱いにあるのではなく、「太宗」文帝の他に「宗」を認めるか否かに盡きるとみるべきである。劉瑞氏もまた、前漢末の廟議の中心的議題が武帝を「宗」とするか否かにあつたことを指摘している⁽³²⁾。

そして哀帝は劉歆の説をとつた⁽³³⁾。元帝の「建昭五年制書」の決定を引き継ぎ、孝武廟を「世宗」として「迭毀」の親廟の枠からはずし、新たに孝成廟を昭穆の序列に加えたことになるが、それによつて定まつた宗廟の序列を推定すれば、次のようになる。

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」・孝武廟「世宗」

以上「不毀」

孝昭廟「昭」(親廟1)・孝宣廟「昭」(親廟2)・孝元廟「穆」(親廟3)・孝成廟「昭」(親廟4)

以上「迭毀」

哀帝即位直後に定まつた序列は、結果として元・成帝期の宗廟制の枠組みを動搖させるようなものではなかつた。しかし建平二年、恭皇廟設置にもなつて宗廟の序列は變動することとなつた。

第二節 建平二年の變動

綏和二年の宗廟制の議論は、彭宣が光祿勳の官にあつた期間を考えると、同年四月から五月までに行われた可能性が高い⁽³⁴⁾。これと同時に並行して、哀帝の實父定陶恭王の追尊と、祖母傅氏及び實母丁氏の尊號が議論されていた。結果、四月に

定陶恭王を追尊して「定陶恭皇」とし、五月に定陶恭皇の母傅氏を定陶恭太后、哀帝の母丁氏を定陶恭皇后とする決定がなされ、二后にはそれぞれ皇太后と皇后に等しい官屬や食邑が與えられた。⁽³⁵⁾

この出來事を記す『漢書』卷八六師丹傳と同卷九七外戚傳の記述では「定陶」が省略されている場合が多いが、後にみる建平二年四月の詔に「定陶恭皇の號、宜しく復たは定陶と稱すべからず」(定陶恭皇之號、不宜復稱定陶)とあるので、「定陶」を冠するのがこの時點の正式な稱號である。そして「定陶」を冠していることが重要であった。なぜならそれによって、三人はいずれも「定陶」という諸侯王國の人間として、帝室の正統から區別されていたためである。

「定陶」の名を取り拂おうとする動きはすぐに現れた。

郎中令冷褒・黃門郎段猶等復た奏言すらく、定陶共皇太后、共皇后皆宜しく復たは定陶蕃國の名を引きて以て大號に冠すべからず。車馬衣服、宜しく皆な皇の意に稱^{かな}い、吏二千石以下を置き各おの厥の職を供しすべし。又た宜しく共皇の爲めに廟を京師に立つべし、と。上復た其の議を下し、有司皆な以爲らく、宜しく褒・猶の言の如くすべし、と(郎中令冷褒、黃門郎段猶等復奏言、定陶共皇太后、共皇后皆不宜復引定陶蕃國之名以冠大號。車馬衣服宜皆稱皇之意、置吏二千石以下各供厥職。又宜爲共皇立廟京師。上復下其議、有司皆以爲宜如褒猶言)。(『漢書』師丹傳)

ここにいう京師とは郡國に對する語で、必ずしも長安城内を指すのではなく、ひろく歷代皇帝の廟や陵園の點在する三輔地域を指す。⁽³⁶⁾

こうした動きに對して眞つ向から反對したのが太子太傅から左將軍、大司空となっていた師丹であった。彼は元・成帝期に改革を主導した匡衡の弟子である。⁽³⁷⁾ 師丹の意見のうち、定陶恭皇の廟に關する部分をとりあげたい。

丹議して獨り曰わく、…定陶共皇の號諡已に前に定まれば、義として復たは改むるを得ず。禮、父、士爲り、子、天子爲れば、祭るに天子を以てし、其の尸の服は士服を以てす。子、父に爵するの義亡きは、父母を尊べばなり。人の後と爲る者、之が子爲り、故に後となる所の爲めに斬衰三年に服し、而して其の父母の期を降すは、本祖を尊びて正統を重んじるを明らかにするなり。孝成皇帝、聖恩深遠にして、故に共王の爲めに後を立て、祭祀を奉承し、共皇をして長く一國の太祖と爲し、萬世不毀ならしむれば、恩義已に備われり。陛下既に體を先帝より繼ぎ、大宗を持重し、宗廟・天地・社稷の祀を承くれば、義として復たは定陶共皇の祭りを奉じて其の廟に入るを得ず。今ま廟を京師に立てて臣下をして之を祭らしめんと欲するは、是れ主無きなり。又た親盡くれば當に毀たるべし、空しく一國の太祖の不墮の祀を去りて主無く當に毀たるべき不正の禮を就すは、共皇を尊厚する所以に非ざるなり、と（丹議獨曰、…定陶共皇號諡已前定、義不得復改。禮、父爲士、子爲天子、祭以天子、其尸服以士服。子亡爵父之義、尊父母也。爲人後者爲之子、故爲所後服斬衰三年、而降其父母期、明尊本祖而重正統也。孝成皇帝聖恩深遠、故爲共王立後、奉承祭祀、令共皇長爲一國太祖、萬世不毀、恩義已備。陛下既繼體先帝、持重大宗、承宗廟天地社稷之祀、義不得復奉定陶共皇祭入其廟。今欲立廟於京師、而使臣下祭之、是無主也。又親盡當毀、空去一國太祖不墮之祀、而就無主當毀不正之禮、非所以尊厚共皇也。）（『漢書』師丹傳）

この中で師丹が「禮」として引いているのは『禮記』喪服小記、つまり元帝や韋玄成等が永光五年の宗廟制策定時によった「禮服」と同じとみられる。⁽³⁸⁾

師丹は、二つの理由から恭皇廟設置に反対した。一つは、哀帝は成帝の後、つまり子となったのだから、「禮」に照らせば、實の父母はそれより下の扱いとしなければならぬという理由である。「定陶」を取り拂い廟を歷代皇帝と並べれば、「禮」の原則に背馳することになる。もう一つは、定陶王國においてすでに「不毀」の「太祖廟」となっている定陶

恭王廟を長安に立てれば、それは「迭毀」の廟となってしまうため、結局定陶恭王を尊ぶことにならない、という理由である。

前者の理由は、當初悼皇考廟を「毀廟」とした元帝の方針に類似する。後者の理由は、この時點ですでに、諸侯王國の廟にも中央と同様の「不毀」や「迭毀」の制度が設けられていたことを示すものとして興味深い。永光五年以降、中央の皇帝廟に準じて規定されたのだろうか。

哀帝は孤立した師丹の意見をとらず、建平二年四月に次の決定を下した。

漢家の制、親親を推して以て尊尊を顯わす。定陶恭皇の號、宜しく復たは定陶と稱するべからず。恭皇太后を尊び帝太后と曰い、永信宮と稱す。恭皇后を帝太后と曰い、中安宮と稱す。恭皇廟を京師に立つ（漢家之制、推親親以顯尊尊。定陶恭皇之號不宜復稱定陶。尊恭皇太后曰帝太后、稱永信宮。恭皇后曰帝太后、稱中安宮。立恭皇廟于京師）。〔漢書〕哀帝紀

同じ事柄を記した他の史料を並べてみると、これが「昭穆」の序列にかかわる宗廟制の改訂であったことがわかる。

丹既に免ぜられ、數月、上朱博の議を用い、傅太后を尊びて皇太后と爲し、丁后を帝太后と爲し、太皇太后及び皇太后と尊を同じくす。又た共皇の爲めに廟を京師に立つるに、儀、孝元皇帝の如くす（丹既免數月、上用朱博議、尊傅太后爲皇太后、丁后爲帝太后、與太皇太后及皇太后同尊。又爲共皇立廟京師、儀如孝元皇帝）。〔漢書〕師丹傳

位に即きて二年、共王を追尊して共皇と爲し、寢廟を京師に置き、昭穆に序し、儀、孝元帝の如くす（即位二年、追尊共王爲共皇、置寢廟京師、序昭穆、儀如孝元帝）。

如淳曰わく、恭王、元帝子なり、廟を京師に爲り、昭穆の次に列ぬ。元帝の如くするとは、天子の儀の如くするを言う（如淳曰、恭王元帝子也、爲廟京師、列昭穆之次。如元帝、言如天子之儀）。〔漢書〕卷八〇宣元六王傳

恭皇の爲めに寢廟を京師に立つるに、宣帝の父悼皇考の制度に比え、昭穆を前殿に序す（爲恭皇立寢廟於京師、比宣帝父悼皇考制度、序昭穆於前殿）。〔漢書〕外戚傳

本稿でここまでの述べてきたこととかかわってまず注意しておきたいのは、三つめの外戚傳の、恭皇廟が悼皇考廟の制度を範とし、「昭穆」に序された、という記述である。ここから、悼皇考廟に「昭穆」の位置づけが與えられていた、と考えることもできる。しかし筆者は、第一章で考察したように、永光四年から五年にかけて行われた議論の内容と決定から推して、悼皇考廟は「昭穆」の序列から排除されていたと考えるので、この記述は、寢と廟の規格や所轄官の設置について悼皇考廟の例にならない、恭皇廟については昭穆の序列に入れた、と理解しておきたい。

「儀を元帝のごとくする」とは、ひとまず宣元六王傳の如淳注のように「皇帝と同じ」と理解しておくほかないが、兄弟である成帝よりも恭皇を上とするような含みがあるのかもしれない。

確實なのは、恭皇廟が宗廟の序列に加わったことである。綏和二年に定まった宗廟の序列に恭皇廟を加え、「昭穆」を推定すれば、次のようになる。

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」・孝武廟「世宗」

以上「不毀」

孝昭廟「昭」（親廟1）・孝宣廟「昭」（親廟2）・孝元廟「穆」（親廟3）・孝成廟「昭」（親廟4）・恭皇廟「昭」（親廟5）

以上「迭毀」

成帝と恭皇の兄弟を、父子關係を示す「昭」と「穆」に分けるには無理があるため、恭皇を「昭」とした。神位を一堂に會して配列した場合、「昭」四に對し「穆」一というのはかなり不格好となるが、先にみたように前漢では「存廟主」が一堂に會することはなかったから、あまり問題にはならなかったのだろう。

とはいえ、これまで「昭穆」を與えられた廟を「親廟」として數えた場合、『禮記』喪服小記を典據とした「親廟四」の枠は守られてきたが、ここに到つてその枠がはずれてしまった。これは、綏和二年の議論にて劉歆が「五廟」制を批判したと關係があるかもしれない。ただし、劉歆は建平二年頃には中央政界から遠ざかつていて、この議論や決定に參與していた様子はない。⁽³⁹⁾

第三節 元壽元年の孝惠廟と孝景廟の復置

哀帝期の最後の動きとして、元壽元年（前2）三月頃に、惠帝廟と景帝廟の復置の議論があつたことが、『漢書』卷七二龔勝傳にみえる。劾奏によつて丞相王嘉が失脚した直後である。⁽⁴⁰⁾

後數日、復た會して孝惠・孝景廟を復す可きや不^{いな}やを議するに、議者皆な曰わく、宜しく復すべし、と。勝曰わく、當に禮の如くすべし、と。（夏侯）常復た勝に謂うに、禮、變有り、と。勝疾^そりて言いて曰わく、去れ、是れ時の變なり、と（後數日、復會議可復孝惠孝景廟不、議者皆曰宜復。勝曰、當如禮。常復謂勝、禮有變。勝疾言曰、去、是時之變。）

孝惠廟と孝景廟は竟寧元年の決定によつて「毀廟」とされていたため、それをこのとき復置し、高祖廟等に納められていた兩廟の神主をもとの廟に戻し、従來通りの祭祀を行うようにしたのであろう。

このときの議論には、劉歆が関係していた可能性がある。韋玄成傳には、綏和二年の議論に續けて「歆又以爲」として劉歆の説が記載されているが、その中に二廟に言及した箇所がある。

禮、事を去れば殺する有り、故に春秋外傳に曰わく、日祭、月祀、時享、歲貢、終王と。祖禰は則ち日祭し、曾高は則ち月祀し、二祧は則ち時享し、壇墠は則ち歲貢し、大禘は則ち終王とす。德盛んにして游廣きは、親親の殺なり。彌いよ遠ければ則ち彌いよ尊し、故に禘重しと爲す。孫、王父の處に居り、昭穆を正せば、則ち孫は常に祖と相い代わる、此れ遷廟の殺なり。聖人其の祖に於けるや、情に出で、禮順わざる所無し、故に毀廟無し。貢禹迭毀の議を建てて自り、惠・景及び太上寢園廢して虚と爲すは、禮の意を失せり、と（禮、去事有殺、故春秋外傳曰、日祭、月祀、時享、歲貢、終王。祖禰則日祭、曾高則月祀、二祧則時享、壇墠則歲貢、大禘則終王。德盛而游廣、親親之殺也。彌遠則彌尊、故禘爲重矣。孫居王父之處、正昭穆、則孫常與祖相代、此遷廟之殺也。聖人於其祖、出於情矣、禮無所不順、故無毀廟。自貢禹建迭毀之議、惠景及太上寢園廢而爲虚、失禮意矣）。

劉歆は、廟の數に制限を設けるのではなく、祭祀の頻度によって差等をつけることで、祖より現君主にいたるまでの親疏の秩序をあらわす宗廟制を、「禮」にかなうものと考えていたようである。差等をつけて頻度を減らしていく「殺」は、綏和二年の議論のb②で劉歆が提示した「禮」の一般原則と一致する。

この説では「毀廟」の必要がないため、廟の數を制限して孝惠廟と孝景廟とを「毀廟」とした元・成帝期の宗廟制への批判とみなすことができる。保科氏が指摘するように、元壽元年頃に兩廟の復置に關する哀帝の下問があり、それに答えて劉歆はこの説を述べたのだろう。⁴¹

太上皇廟と園は成帝期にすでに復置されていたから、さらなる兩廟の復置によって、元・成帝期の宗廟制改革はほとんど白紙に戻されたといえる。哀帝がこの後どのような宗廟制を展開させるつもりだったのかはわからないが、元帝や韋玄成、匡衡、師丹等に引き繼がれてきた「禮服」に基づく宗廟制を棄て、劉歆の説に基づく新たな宗廟制に轉換しようとした可能性は高い。

第一節でみた綏和二年の劉歆の説と、本節でみた元壽元年の説はいずれも、皇帝位についていない皇帝の實父の廟に言及していない點にも注意しておく必要がある。劉歆は直接言及していないものの、悼皇考廟や恭皇廟の存在を事實上容認していた可能性が高く、だからこそ、哀帝は彼の説を採用したのではないだろうか。次章でみるように、王莽はこれらの廟の廢止を斷行しているから、流動する政局が關係しているとはいえ、劉歆と王莽の間にも、若干のずれがあったとみるべきであろう。

新たな宗廟制は、事實上前漢の歴代皇帝及び皇帝の實父の廟を全て容認するので、實は元帝永光以前の、漢家傳統の宗廟制への回歸といった側面をもつ。しかしそれは、劉歆の新たな禮の解釋によって漢家の傳統、「故事」を再定義した、儒家禮制的宗廟制のもうひとつの形であった。

第三章 元始年間宗廟制

本章では、平帝元始年間（後1〜5）に王莽の主導のもとで立て直された宗廟制を検討する。平帝即位直後の状態はひとまず空白としておき、元始年間に起こった宗廟制にかかわる事柄を整理し、元始末年の前漢宗廟制の最終的な状態を復元したい。

第一節 恭皇廟と悼皇考廟の廢止

兩廟の廢止について、實は年月や前後關係がはっきりしない。悼皇考廟の廢止は韋玄成傳にのみ記される一方、恭皇廟の廢止は師丹傳にのみみえ、互いの關連性を示すような記述がないため、ひとまず別々に行われたとみるのがよいだろう。恭皇廟の廢止について、師丹傳に次のようにある。

平帝位に即き、新都侯王莽太皇太后に白して傅太后・丁太后の冢を發掘し、其の璽綬を奪い、更めて民を以て之を定陶に葬り、共皇廟を墮廢す。諸もろの議を造りし冷褒・段猶等、皆な合浦に徙し、復た高昌侯宏を免じて庶人と爲す。丹を徵して公車に詣らしめ、爵關内侯を賜い、故邑に食せしむ。數月、太皇太后大司徒・大司空に詔して曰わく、夫れ有徳を褒め、元功を賞するは、先聖の制、百王不易の道なり。故の定陶太后、僭號を造稱し、甚だ義理に悖る。關内侯師丹、國に端誠し、患難を顧みず、忠節を執り、聖法に據り、尊卑の制を分明し、確然として柱石の固き有り、大節に臨みて奪う可からず、社稷の臣と謂う可し。有司、邪臣の稱號を建定せし者を條奏して已に放退す、而れども丹功賞未だ加えず、殆んど先賞後罰の義に繆たがい、有徳を章らかにし厥の功に報いる所以に非ざるなり。其れ厚丘の中郷、戸二千一百を以て丹を封じて義陽侯と爲せ、と。月餘にして薨じ、諡して節侯と曰う（平帝即位、新都侯王莽白太皇太后發掘傅太后、丁太后冢、奪其璽綬、更以民葬之定陶、墮廢共皇廟。諸造議冷褒・段猶等皆徙合浦、復免高昌侯宏爲庶人。徵丹詣公車、賜爵關内侯、食故邑。數月、太皇太后詔大司徒・大司空曰、夫褒有徳、賞元功、先聖之制、百王不易之道也。故定陶太后造稱僭號、甚悖義理。關内侯師丹端誠於國、不顧患難、執忠節、據聖法、分明尊卑之制、確然有柱石之固、臨大節而不可奪、可謂社稷之臣矣。有司條奏邪臣建定稱號者已放退、而丹功賞未加、殆繆乎先賞後罰之義、非所以章有徳報厥功也。其以厚丘之中郷戸二千一百封丹爲義陽侯。月餘薨、諡曰節侯）。

恭皇廟の破壊と廢止は、傅氏と丁氏の改葬と陵の破壊、璽綬の強奪などと一連の出來事だったと考えられる。⁽⁴²⁾『漢書』外戚恩澤侯表によれば、師丹が義陽侯に封ぜられたのは元始三年（3）二月である。また文中にみえる高昌侯董宏は、その嗣子高昌侯董武の誤記とみられ、『漢書』卷十七景武昭宣元成功臣表によれば、元壽元年に侯を嗣いでから二年で免ぜられている。⁽⁴³⁾これらから、一連の出來事は元始元年（1）から二年中に起こったといえそうである。⁽⁴⁴⁾

恭皇廟の場合、廢止や破壊の理由がどこにも記されていない。むしろ、傅氏や丁氏に對する王莽の報復のとはつちりを受けた觀さえあり、次の悼皇考廟の廢止とは質の異なる問題をはらんでいるように思われるが、詳細は不明である。

悼皇考廟の廢止は、元始年間のいつのことかわからない。ただ、以下にあげる韋玄成傳所載の議論は、悼皇考廟を「兩統貳父」するものと批判しているため、もし同時期に恭皇廟が存在していたならば、同じ問題をはらむ施設としてあがったはずである。恭皇廟に全くふれないのは、恭皇廟がすでになくなっていた元始三年以降の議論であるためではないだろうか。

平帝元始中に至り、大司馬王莽奏すらく、本始元年、丞相義等諡を議し、孝宣皇帝の親を悼園と曰い、邑三百家を置く。元康元年に至り、丞相相等奏すらく、父、士爲り、子、天子爲れば、祭るに天子を以てす、悼園宜しく尊號を稱して皇考と曰い、廟を立て、故の奉園の民を益して千六百家に満たし、以て縣と爲すべし、と。臣愚以爲らく、皇考廟、本より當に立つべからず、曩世之を奉るは是に非ず、と。又た孝文太后の南陵、孝昭太后の雲陵園、前に禮を以て復たは修めざると雖も、陵の名未だ正さず。謹んで大司徒晏等百四十七人と議するに、皆な曰わく、孝宣皇帝、兄孫を以て統を繼ぎ孝昭皇帝の後と爲り以て數う、故に孝元世、孝景皇帝及び皇考廟の親未だ盡きざるを以て毀たず。此れ統を兩つにし父を貳し、禮制に違う。案するに、義の奏、親の諡を悼と曰い、裁かに奉邑を置くは、皆な經義に

應ず。相の奏、悼園を皇考と稱し、廟を立て、民を益し縣と爲すは、祖統に違離し、本義に乖繆す。父、士爲り、子、天子爲れば、祭るに天子を以てする者、乃ち虞舜・夏禹・殷湯・周文・漢の高祖の受命して而王たる者の若きを謂うなり、祖統を繼ぎ後と爲る者を謂うに非ざるなり。臣請うらくは、皇高祖考廟・奉明園、毀ちて修むる勿く、南陵・雲陵を罷めて縣と爲さんことを、と。奏して可（至平帝元始中、大司馬王莽奏、本始元年丞相義等議諡、孝宣皇帝親曰悼園、置邑三百家。至元康元年、丞相相等奏、父爲士、子爲天子、祭以天子、悼園宜稱尊號曰皇考、立廟、益故奉園民滿千六百家、以爲縣。臣愚以爲、皇考廟本不當立、疊世奉之、非是。又孝文太后南陵、孝昭太后雲陵園、雖前以禮不復修、陵名未正。謹與大司徒晏等百四十七人議、皆曰、孝宣皇帝以兄孫繼統爲孝昭皇帝後、以數、故孝元世、以孝景皇帝及皇考廟親未盡、不毀。此兩統貳父、違於禮制。案、義奏親諡曰悼、裁置奉邑、皆應經義。相奏悼園稱皇考、立廟、益民爲縣、違離祖統、乖繆本義。父爲士、子爲天子、祭以天子者、乃謂若虞舜・夏禹・殷湯・周文・漢之高祖受命而王者也、非謂繼祖統爲後者也。臣請皇高祖考廟奉明園毀勿修、罷南陵、雲陵爲縣。奏可）。

悼皇考廟の扱いにのみ焦點をしぼると、宣帝のときの措置と元帝のときの措置とがそれぞれ批判されている。とくに元帝のときの、「親が盡きていない」という理由で悼皇考廟を「毀廟」としなかつた措置が、當時の韋玄成等の考えた「親」を唯一の基準とする「禮」では問題がなかつたにもかかわらず、ここで一轉して「禮制」にたがうとされた点には注意すべきであろう。すなわち、宗廟制において根幹とすべき事柄が、現皇帝との距離を表す「親」から、ただひとつの「祖統」を明示することに變つたのである。

結局のところ王莽は、元帝が永光五年に示した、悼皇考廟を排除する方針を忠實に實施したともいえる。一部修正した上で元・成帝期の宗廟制に立ち戻つたことになるが、そうした状況は、同時期に進行した郊祀制の變遷と非常によく似ている。

第二節 「宗」の決定

『漢書』卷十二平帝紀によれば、元始四年(4)正月に、長安南郊において高祖を天に配食した郊祀と、文帝を上帝に配食した宗祀とが舉行された。これは、古橋紀宏氏の論證にしたがい、元始五年(5)正月の出來事とするのが妥當である。⁴⁵⁾古橋氏はその論據のひとつとして、宗祀は『孝經』聖治章の記述を實踐したものである可能性が高く、宗祀の舞臺となる明堂は元始四年八月に設置されたことをあげている。⁴⁶⁾

平帝紀は、その明堂の設置に續いて「世宗」孝武廟に續く「宗」の決定を記すため、これも八月頃の出來事と考えてよいだろう。

(元始四年)安漢公奏して明堂・辟廡を立つ。孝宣廟を尊びて中宗と爲し、孝元廟を高宗と爲し、天子世世獻じて祭る。
(安漢公奏立明堂、辟廡。尊孝宣廟爲中宗、孝元廟爲高宗、天子世世獻祭)。

宣帝の廟を「中宗」、元帝の廟を「高宗」とするこの決定は、前節でみた「宗」の數を限定しない劉歆の説にのっとつたものに他ならない。そして『漢書』は、孝宣廟がなぜ「中宗」なのか、孝元廟がなぜ「高宗」なのか、理由や典據を直接記さないが、前節のb③、劉歆の説の中に「苟しくも功德有れば則ち之を宗とし、預め數を爲設す可からず。故に殷に於いて太甲は太宗と爲り、大戊は中宗と曰い、武丁は高宗と曰う(苟有功德則宗之、不可預爲設數。故於殷、太甲爲太宗、大戊曰中宗、武丁曰高宗)」とあったのを振り返れば、二つの廟號が殷の二宗を典據とするのは間違いない。

また「天子世世獻祭」とは、『漢書』卷五景帝紀(元年(前156))に「太祖廟(『高廟』)と「太宗廟(『孝文廟』)の祭祀に關して「天子宜世世獻祖・宗之廟」とあり、また同卷八宣帝紀(本始二年(前72))に「世宗廟(『孝武廟』)について「天

子世世獻」とあるのと同じで、いずれも、「祖・宗」の廟の祭祀は他帝の廟のそれと異なり、皇帝が自ら舉行するという規定である。

筆者は以前、景帝が定めた「天子宜世世獻祖・宗之廟」とは、それぞれの廟での八月酎祭の舉行を指すことを指摘した⁽⁴⁷⁾。第一章でみたように、永光五年の議論の中に宗廟及び陵園祭祀制度の改訂案があったものの廢案となり、以後も祭祀制度が改訂された記録はないため、この元始四年の規定もまた、同様に中宗の廟と高宗の廟における八月酎祭の皇帝親祭による舉行の規定とみてよい。二宗の決定が八月頃になされたことも、あるいはこの年の酎祭の舉行と關係していたのかも
しれない。

元始五年正月に舉行された明堂での禘祭は、先にあげた古橋氏の説にしたがえば、明堂にて文帝を「宗祀」し上帝に配食するものであり、諸侯王以下、列侯や宗室、蠻夷の人々までが參集した⁽⁴⁸⁾。明堂宗祀の参加者と、宗廟の大祭である酎祭の参加者とは類似しているが、明堂は「三雍」のひとつとして新たに設置された施設であり、別の新たな國家祭祀のカテゴリーとして、宗廟制とは切り離して考える必要があるため、ここでは扱わない⁽⁴⁹⁾。

悼皇考廟と恭皇廟の廢止、及び二宗の決定を受けたこの時點での宗廟の序列は、ひとまず次のように推定できる。なお、孝宣廟が「中宗」となったのにもない、永光五年の決定以來續いてきた、昭帝と宣帝とを「一體」としともに「昭」とするという序列上の位置づけもまた解除されたとみられる。ただその結果、「祖・宗」以外の親廟にどのように「昭穆」が附せられたのかはわからないため、空けておく。

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」・孝武廟「世宗」・孝宣廟「中宗」・孝元廟「高宗」

以上「不毀」

孝惠廟（親廟1）・孝景廟（親廟2）・孝昭廟（親廟3）・孝成廟（親廟4）・孝哀廟（親廟5）

以上「迭毀」

このとおりだとすれば、元帝や韋玄成等がこだわった「親廟四」の枠もなくなり、「宗」が増え、事實上「毀廟」がなくなっている。この宗廟制は、劉歆が綏和二年と元壽元年に提示した説でなければ説明できない。

そして『漢書』王莽傳によれば、元始五年十二月に平帝が死去した直後、王莽はさらなる「宗」を決定した。

十二月、平帝崩じ、天下に大赦す。莽、禮に明るき者宗伯鳳等を徵し、與に天下吏六百石以上、皆な喪に服すること三年と定む。奏して孝成廟を尊び統宗と曰い、孝平廟を元宗と曰う（十二月平帝崩、大赦天下。莽徵明禮者宗伯鳳等、與定天下吏六百石以上皆服喪三年。奏尊孝成廟曰統宗、孝平廟曰元宗）。

これを受けた、前漢王朝の宗廟制の最終的な序列は次のようになる。

高祖廟「太祖」・孝文廟「太宗」・孝武廟「世宗」・孝宣廟「中宗」・孝元廟「高宗」・孝成廟「統宗」・孝平廟「元宗」

以上「不毀」、計七

孝惠廟（親廟1）・孝景廟（親廟2）・孝昭廟（親廟3）・孝哀廟（親廟4）

以上「迭毀」、計四

あくまで結果論だが、「宗」を増やしたことによって「親廟四」の枠が復活したため、元帝や韋玄成等の説と、劉歆の説とを折衷した宗廟制に落ち着いた。前漢宗廟制の最終局面において、劉歆の「宗」の理論が全面的に採用されたことが、ここではつきりしたといえる。⁵⁰

なお、王莽は始建國元年（9）正月に、漢の宗廟に對する親祭について言及している。

莽曰わく、予の皇始祖考虞帝、嬪を唐に受く。漢氏の初祖は唐帝なれば、世よ傳國の象有り、予復た親ら金策を漢高皇帝の靈に受く。惟れ思うに前代に褻厚し、何ぞ忘るる時有らんや。漢氏の祖・宗七有り、禮を以て廟を定安國に立てよ。其の園寢廟の京師に在る者、罷むる勿く、祠薦故の如くせよ。予、秋九月を以て親ら漢氏の高・元・成・平の廟に入る（莽曰、予之皇始祖考虞帝受嬪于唐、漢氏初祖唐帝、世有傳國之象、予復親受金策於漢高皇帝之靈。惟思褻厚前代、何有忘時。漢氏祖宗有七、以禮立廟于定安國。其園寢廟在京師者、勿罷、祠薦如故。予以秋九月親入漢氏高元成平之廟。）（王莽傳中）

「廟に入る」とは、そこで祭儀を舉行することを指すのだろう。高祖廟の他、元帝・成帝・平帝の廟が選ばれたのは、おそらく王莽にとってそれぞれ、おばの夫、いとこ、娘の夫といった親族関係にあるためかと思われる。⁽⁵¹⁾

そして、十二月を歳首とした王莽の暦の九月は、漢の暦では八月にあたる。その月を祭儀舉行の月を選んだのは、やはり漢の宗廟の大祭である酎祭を意識したためであろう。『後漢書』卷一光武帝紀によれば、光武帝が即位後最初に前漢の祖・宗を祀ったのもまた、八月であった。⁽⁵²⁾

むすびにかえて —— 王莽の宗廟制 ——

王莽傳によれば、始建國元年正月、王莽は即眞後すぐに新王朝の宗廟制を策定した。これは黄帝を始祖とし、以下王氏一族の歴史的な節目（姓が変わるとき）に位置する祖先をとりあげ、王莽に到るまでの系譜を目に見える形に顯現させる獨自の様相を呈するが、前漢宗廟制との関係も見出すことができる。

黃帝自ら濟南伯王に至るまで、而して祖の世よの氏姓五有り。黃帝二十五子、分ちて厥の姓を賜うもの十有二氏。虞帝の先、姓を受け姚と曰い、其の陶唐に在りては媯と曰い、周に在りては陳と曰い、齊に在りては田と曰い、濟南に在りては王と曰う。予、伏して念うに、皇初祖考黃帝・皇始祖考虞帝、以て明堂に宗祀し、宜しく祖宗の親廟に序すべし。其れ祖廟五・親廟四を立て、后夫人皆な配食す。：騎都尉囂等を遣り、分ちて黃帝園を治め、上郡橋時に、虞帝を零陵九疑に、胡王を淮陽陳に、敬王を齊臨淄に、愍王を城陽莒に、伯王を濟南東平陵に、孺王を魏郡元城に位せしめ、使者四時祠を致せ。其の廟の當に作るべき者、天下の初めて定まるを以て、且く明堂大廟に禘祭す（自黃帝至于濟南伯王、而祖世氏姓有五矣。黃帝二十五子、分賜厥姓十有二氏。虞帝之先、受姓曰姚、其在陶唐曰媯、在周曰陳、在齊曰田、在濟南曰王。予伏念、皇初祖考黃帝、皇始祖考虞帝、以宗祀于明堂、宜序於祖宗之親廟。其立祖廟五、親廟四、后夫人皆配食。：遣騎都尉囂等、分治黃帝園、位於上郡橋時、虞帝於零陵九疑、胡王於淮陽陳、敬王於齊臨淄、愍王於城陽莒、伯王於濟南東平陵、孺王於魏郡元城、使者四時致祠。其廟當作者、以天下初定、且禘祭於明堂太廟）。

さしあたり重要なのは、「祖廟五」と「親廟四」を設置するという規定で、黃帝と舜（虞帝）とをその筆頭とし、それを含めた計七つまでの廟の主とそれぞれの園を設置する地方を指定する。「親廟」があと二つ足りないが、後の地皇年間に實際に營造されたいわゆる「九廟」と照合すると、それは王莽の祖父王禁と、父王曼の廟とわかる。

「祖廟五」と「親廟四」という廟の数は、歴史上特異である。劉瑞氏はここに、廟の數にあらかじめ制限を設けない劉歆の説の影響をみる。⁶³ 筆者は劉歆説の他に、永光四年の韋玄成等の議論 a② にみえる周の「七廟」の理解が参考となると考える。

周の七廟なる所以の者、后稷の始封、文王・武王の受命して王たるを以てなり。是を以て三廟毀たず、親廟四とも
に七なり（周之所以七廟者、以后稷始封、文王、武王受命而王。是以三廟不毀、與親廟四而七）。

韋玄成等の説では、「禮」の一般原則は、「太祖廟」一と「親廟」四の計五廟である。それに對して、周は「太祖」に相當する祖が三人いるために、特例として計七廟となった。同じ理屈で、王氏の祖に五つの姓があり、姓ごとに祖を設定する必要から、特例として祖廟を五としたため、計九廟となったと考えられる。

またここでもうひとつ注目したいのは、引用した部分の最後にみえる、廟を營造するいとまがないために暫定的に「明堂太廟」に禘祭する、という決定である。禘祭とはこの場合、大祭を舉行するために、一時的に全ての神主をひとつの廟に集めるのではなく、日常的にひとつの廟に複数の神主を納めておくことを指すとみられる。明堂は、王莽が元始四年に設置した漢の明堂とみて間違いない。これを新の太廟として暫定的に使用したために、「明堂太廟」と呼んだのではないだろうか。⁽⁵⁾

またこのとき、暫定的な措置とはいえ、ひとつの廟に複数の神主が納められ、祭られるという、前漢時代にはなかった状況が生まれ、しばらく續いたことになる。この禘祭のあり方が、世祖廟内の各室に後繼皇帝の神主を納める後漢宗廟制独自のあり方の原型となった可能性は、大いにあるだろう。

暫定的な状態から脱却するために「九廟」の營造が開始されたのは、十年餘り經た地皇元年（20）、各地での反亂の勃發などによって、王朝の行く末に對する危機感が増してからである。「九廟」の内容は、王莽傳に次のように記される。

九廟、一に黃帝太初祖廟と曰い、二に帝虞始祖昭廟と曰い、三に陳胡王統祖穆廟と曰い、四に齊敬王世祖昭廟と曰い、

五に濟北愍王王祖穆廟と曰い、凡そ五廟、不墮と云う。六に濟南伯王尊禰昭廟と曰い、七に元城孺王尊禰穆廟と曰い、八に陽平頃王戚禰昭廟と曰い、九に新都顯王戚禰穆廟と曰う。殿皆な重屋とす。太初祖廟、東西南北各おの四十丈、高さ十七丈、餘廟は之に半ばす（九廟、一曰黃帝太初祖廟、二曰帝虞始祖昭廟、三曰陳胡王統祖穆廟、四曰齊敬王世祖昭廟、五曰濟北愍王王祖穆廟、凡五廟不墮云。六曰濟南伯王尊禰昭廟、七曰元城孺王尊禰穆廟、八曰陽平頃王戚禰昭廟、九曰新都顯王戚禰穆廟。殿皆重屋。太初祖廟東西南北各四十丈、高十七丈、餘廟半之）。

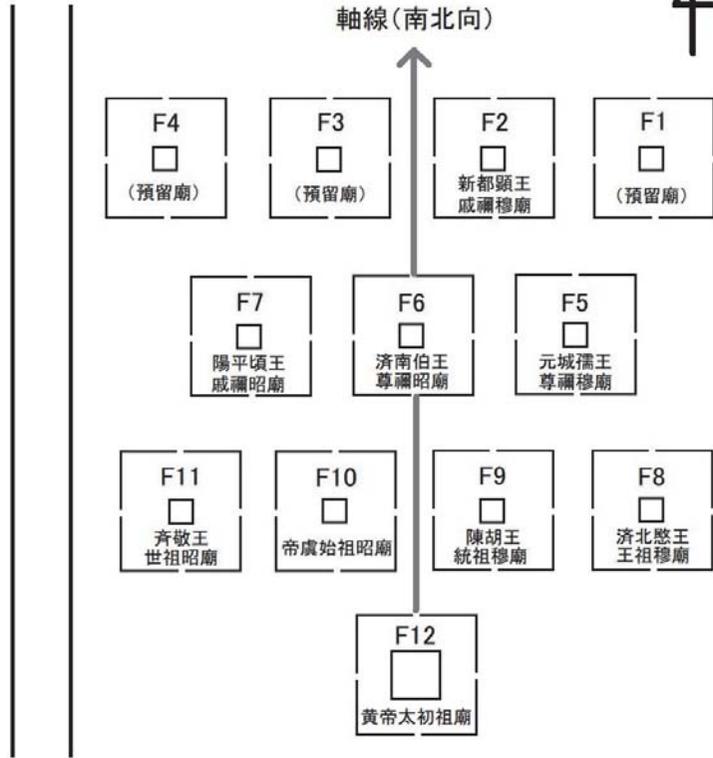
「九廟」は始建國元年の詔書のとおり建設され、地皇三年（22）に完成した。「不墮」とは「不毀」と同義であろう。整理すると次のようになる。

黃帝太初祖廟・帝虞始祖昭廟・陳胡王統祖穆廟・齊敬王世祖昭廟・濟北愍王王祖穆廟
 濟南伯王尊禰昭廟・元城孺王尊禰穆廟・陽平頃王戚禰昭廟・新都顯王戚禰穆廟
 以上「不毀」、計五
 以上「迭毀」、計四

この王莽の「九廟」に関して、劉瑞氏は注目すべき見解を提示している。前漢長安城遺址の南郊で發見されたいわゆる王莽九廟遺址が、実際には十二座の建築基址からなるという問題を整合的に理解するために、劉氏は、宗廟制において中核として缺くべからざる「太祖廟」が「九廟」中にみえない點に注目し、「九廟」は王莽の構想した宗廟制の全體ではなく、地皇三年に完成した新王朝の宗廟は、十二座の建築基址が示すように、「九廟」を含む計十二の廟群によって構成されたという（圖参照）。

建築基址につけられた番號に即して具體的にみていくと、まず最南端に突出し他の建築基址の約二倍の規模をもつF12

長安城西安門外大街



※劉氏『漢長安城的朝向・軸線與南郊禮制建築』（中國社會科學出版社、二〇一一年）第四章に基づき筆者が作成

【圖】 劉瑞氏による地皇三年新王朝宗廟の復元案

は、王莽傳にみえる「九廟」中の「黃帝太初祖廟」に比定される。これは、そのすぐ北側に並ぶF8～11とあわせて、「不毀」の「祖廟五」を構成する。

さらに北側に二列に並ぶF1～7は、「九廟」中の「親廟四」と、顧頡剛氏がかつて「預留廟」と呼んだ、ゆくゆくは使用が見込まれるもののまだ廟主のいない、三つの空廟に比定される。ただし、F12から伸びる軸線にあるF6は、特別な位置づけをもつと推定されるため、これがやがて王莽自身を廟主とする「太祖廟」となるはずだと考えられる。「太祖廟」が確定した後、F1～5及びF7は、世代ごとに廟主が代わる「迭毀」の廟として順次使用される。つまり、F1～7の七つの廟群は、「不毀」の「太祖廟」F6を中核とした「天子七廟」の宗廟制を具現化することになる。なお、「左昭右穆」の原則に照ら

せば、F12から北面して左側が「昭」の諸廟（F3・4・7・10・11）、右側が「穆」の諸廟（F1・2・5・8・9）となる。以上が劉氏の復元した新王朝の宗廟である。現状では王莽傳にいう「九廟」と實際の十二座の建築基址との間の齟齬を解きほぐす、最も合理的な理解であろう。この宗廟制は、前漢末に展開された「廟議」の結實であるとの指摘も、おおむね首肯できる。

ただ付け加えるならば、「九廟」において「親廟四」の枠が明示された点には、より注意すべきであるように思う。これを、元・成帝期の宗廟制を形作った韋玄成等の説が繼承された證左とすることもできる。ここから、新王朝の宗廟制においても「親廟四」の枠が堅持されたと考えた場合、劉氏の想定する三つの空廟のうち、少なくとも二つの廟の用途をただちに「迭毀」の廟、すなわち「親廟」の主を納めるものとみなしてよいかどうか、疑問が生じる。⁽⁵⁵⁾ただし空廟の用途の検証は不可能であるため、この疑問は当面保留としておく他ない。

前漢後半期において、宗廟制は、皇帝とそれに準じる皇帝の實父の廟がそれぞれ獨立的に各地に存在する状態を前提として、元・成帝期に、宗廟の序列において皇帝位繼承の順序を明示しようとする志向のもとで、現皇帝との距離を示す「親」を基準として「不毀」と「迭毀」を定め、宗廟の序列に數える廟の數を制限する形に變容する。これは、宗廟制改革における第一次變容である。

續いて哀・平帝期に、皇帝の功績を基準として「宗」を設定しその數を制限しないことで、ほとんどの廟の存在を容認し得る形へと轉換する。これが第二次變容であり、後漢宗廟制へとつながる源流はこちらである。このどちらの形も、經書の記述やその解釋を根據とした、「儒家的」宗廟制である點に變わりはない。

一方で、その宗廟及び陵園における定例祭祀の制度は、八月酎祭の大祭としての位置づけを含め、前漢初期以來ほとん

ど改められることがなかった。祭祀制度を含めた漢王朝の宗廟制度全體の再編は、このちに登場する後漢政權にゆだねられたといえよう。

本稿での考察の結論として、後漢宗廟制は、前漢後半期の宗廟制の第二次變容と、新の暫定「明堂太廟」とを基礎に生まれることになる。しかし、その形態ないし制度が確定するまでには、光武帝期から章帝期に到る長い紆餘曲折があった。後漢政權が「元始故事」を選択的に受容し、自らの制度をつくりあげていく過程に對する檢證を積み重ねることは、後漢という國家の實像解明への道程となるはずである。

註

- (1) 『漢代における禮學の研究』第一章「宗廟制について」(風間書房、一九六八年)。
- (2) 『前漢後半期における儒家禮制の受容——漢的傳統との對立と皇帝觀の變容——』(歴史と方法編集委員會編『方法としての丸山眞男』所收、青木書店、一九九八年)。
- (3) 『中國古代皇帝祭祀の研究』第四章「漢代における郊祀・宗廟制度の形成とその運用」(岩波書店、二〇〇六年)。
- (4) 郡國廟の政治的意義やその廢止の歴史的な位置づけに關する古典的研究として、板野長八氏『中國古代における人間觀の展開』第二十章「前漢末に於ける宗廟・郊祀の改革運動」(岩波書店、一九七二年)があるが、そうした先行研究の要點は、佐藤直人氏「前漢郡國廟小考」(『地域と人間から見た古代中國——江村治樹教授退職記念中國史論集』名古屋中國古代史研究會、二〇二二年、所收)にまとめられている。
- (5) 『漢長安城的朝向・軸線與南郊禮制建築』第四章「地皇新廟」(中國社會科學出版社、二〇一二年)。
- (6) 『漢書』卷七八蕭望之傳に「爲太傅、以論語・禮服授皇太子」とある。
- (7) 『漢書』卷七五夏侯勝傳に、「夏侯勝字長公。……勝少孤、好學、從始昌受尙書及洪範五行傳、說災異。後事蒯卿、又從歐陽氏問。爲學精孰、所問非一師也。善說禮服」とあり、夏侯勝が誰から「禮服」を學んだのかははっきりしない。ただ『漢書』卷八八儒林傳の齊詩の傳承を記した箇所に、「后蒼字近君、東海鄆人也。事夏侯始昌。始昌通五經、蒼亦通詩・禮、爲博士、至少府、授翼奉、蕭望之、匡衡」とあり、后蒼の師は「五經」に通じた夏侯始昌で、そのもとで后蒼が習得したのは「詩」と「禮」なので、后蒼が夏侯始昌から學んだ「禮」と夏侯始昌の族子である夏侯勝の「禮服」とは大きく異なるものではないだろう。なお、韋玄成傳の記す匡衡の毀廟主に對する禱祠文に、「往者大臣以爲、在昔帝王承祖宗之休典、取象於天地、天序五行、人親五屬。天子奉天、故率其意而尊其制。是以禘嘗之序、靡有過五」とあり、五行說の影響によって、宗廟制においても「五」を基準とする説が生まれた可能性を示す。
- (8) 原文には「繼太祖」三字がない。『漢書補注』に、「宋祁曰、太祖下、疑有繼太祖三字。王念孫曰、宋說是也。通典禮七載此奏、正作繼太祖、

- 以下五廟而迭毀。漢紀作繼太祖五廟皆迭毀。下文亦云、繼祖以下五廟而迭毀。今本脫繼太祖三字、則文義不全」とあるのにしたが、三、三字を補った。
- (9) 原文は「賓賜」。『漢書補注』に「宋祁曰、賓字、浙本作賞。王念孫曰、賓賜二字、義不相屬。當依浙本作賞賜、字之誤也。景紀正作賞賜長老」とあるのにしたが改めた。
- (10) 『禮記』王制に「天子植祫、禘、禘、禘、禘」とあり、鄭注に「魯禮、三年喪畢而禘於太祖、明年春、禘於群廟。自爾之後、五年而再殷祭、一禘一禘」とある。末尾の「一禘一禘」までが「魯禮」の引用であるとするならば、韋玄成という「禮」の一部はこの「魯禮」を典據としている可能性がある。
- (11) 「八月丁卯、大事于大廟、躋僖公」とあり、「傳。大事者何。大是事也。著祫嘗。禘祭者、毀廟之主、陳于大祖、未毀廟之主、皆升合祭於大祖。躋、升也」とある。
- (12) 『漢書補注』に「錢大昭曰、此是喪服小記文、非祭義」とある。
- (13) 『禮記』王制に「天子七廟、三昭三穆、與大祖之廟而七」とあり、禮器に「禮有以多爲貴者。天子七廟。諸侯五。大夫三。士一」とあり、『春秋穀梁傳』僖公十五年九月に「己卯晦、震夷伯之廟。晦、冥也。震、雷也。夷伯、魯大夫也。因此以見天子至于士皆有廟。天子七廟。諸侯五。大夫三。士二。故德厚者流光。德薄者流卑。是以貴始德之本也。始封必爲祖」とある。これらの「七廟」の記述から直接に、それを不毀廟三と親廟四と判定することはできない。あくまで韋玄成らの解釋である。そして王制の鄭注に「此周制。七者、大祖及文王武王之祧、與親廟四。大祖、后稷」とあるため、前漢後半の韋玄成らの解釋が鄭玄に繼承されることがわかる。他の學說の存否はわからないが、漢代に一般的な解釋だったのかもわからない。
- (14) 元帝に對して最初に宗廟制改革を提言したのは、初元五年に死去した貢禹である。韋玄成傳に「至元帝時、貢禹奏言、古者天子七廟、今孝惠、孝景廟皆親盡、宜毀。及郡國廟不應古禮、宜正定。天子是其議、未及施行而禹卒」とあり、貢禹が「七廟」を想定していたことがわかる。また「毛詩」商頌・烈祖の疏が引く「五經異義」中にみえる貢禹の説によれば、有徳を「宗」として不毀とすることも考えていたようであり、同じ宗廟制改革を主張する儒者であっても、韋玄成等の案とは異なっていた點に注意すべきであろう。振り返ってみると、『史記』卷六秦始皇本紀・二世元年に「二世下詔、增始皇寢廟犧牲、及山川百祀之禮。令群臣議尊始皇廟。群臣皆頓首言曰、古者天子七廟、諸侯五、大夫三、雖萬世世不軼毀。今始皇爲極廟、四海之內皆獻貢職、增犧牲、禮咸備、母以加。先王廟或在西雍、或在咸陽。天子儀、當獨奉酌祠始皇廟。自襄公已下軼毀、所置凡七廟。群臣以禮進祠、以尊始皇廟爲帝者祖廟」とあり、「七廟」の方が秦漢の初期以來一般的な説だったとも考えられる。「禮記」に基づく「五廟」は、前漢代を通じて禮學が深化していった成果による新たな説だったのではないだろうか。
- (15) 韋玄成傳に「於是上重其事、依違者一年」とある。
- (16) この段階ではまだ誰の廟も「毀廟」となっていないので、惠帝廟をとばして景帝廟が「毀廟」となるのは不可解である。
- (17) 註(1) 前掲著書。
- (18) 註(2) 前掲論考。また『漢書』元帝紀・永始五年十二月に、「乙酉、毀太上皇、孝惠皇帝寢廟園」とある。
- (19) 本文で後における「漢舊儀」の禘祭の規定によれば、三年に一度の禘祭のとき、「子」は「昭」、「孫」は「穆」となるとされるため、高祖の子である惠帝が「穆」とされたのは不可解である。あるいは日常的に高廟に納められているときの「昭穆」と、三年に一度の禘祭のときに取り出されて、他帝とともに序せられる際の「昭穆」とは異なっていたとも考えられるが、よくわからない。
- (20) 後文の竟寧元年匡衡の上奏に、「案、衛思后、戾太子、戾后園、親末盡」とあり、男系親族とその配偶者ならば「親」があつたことがわか

る。戻太子にはもちろん廟もなく、宗廟の序列には組み込まれない。「親」の有無と「昭穆」の位置づけとはひとまず切り離して考えるべきである。

- (21) 悼皇考廟は、宣帝が設置した當初から、他の皇帝廟とは異なる扱いを受けていたようである。『後漢書』列傳第二五張純傳に、建武十九年の宗廟制改訂に際する張純の意見として、「昔高帝以自受命不由太上、宣帝以孫後祖、不敢私親、故爲父立廟、獨群臣侍祠。臣愚謂宜除今親廟、以則二帝舊典」とあり、帝位についていない實父を自ら祀らないという「舊典」が存在していた。一方で、『漢書』卷八八儒林傳・梁丘賀によれば、宣帝は孝昭廟で酎祭を舉行しているから、悼皇考廟を孝昭廟より下に位置づけたのは明らかである。廟の設置をもって、ただちに皇帝と同格とみることはできない。

- (22) 藤田忠氏は、張純のいう「漢舊制」について、「前漢時代、具體的には元始四年以前を指していると思われる」とする（「禘祭」・「禘祭」の成立について）（大阪市立大學『中國史研究』八、一九八四年）。なお、韋玄成傳の記す匡衡の毀廟主に對する禱祠文に、「誠以爲遷廟合祭、久長之策」とあり、遷廟（毀廟）と合祭（禘祭）とが一連の制度とされたことがわかる。

- (23) 『太平御覽』卷五二六禮儀部五祭禮下引「漢舊儀」は「繡幄帳、堂上西北隅」につくる。「繡の幄帳」と讀み、「望」は衍字とした方が意味は通じるが、しばらく原文のままとする。

- (24) 『太平御覽』禮儀部・祭禮引「漢舊儀」は「每太牢中分之、右辯上帝、左辯上后」につくる。「太」は衍字であろうが、左右が逆になっている。

- (25) 「前殿」、原文は「前敷」につくる。『太平御覽』禮儀部・祭禮引「漢舊儀」は「前殿」につくる。孫星衍『漢舊儀補遺』下（『漢官六種』中華書局、一九九〇年）所收）の校訂にしたがい、改めた。

- (26) 「堆俎」、原文は「惟俎」につくる。註（25）前掲『漢舊儀補遺』が

「堆」とするのにしたがい、改めた。

- (27) 前漢時代の陵園と廟の位置關係、及びそれらの間での衣冠出游については楊寬氏『中國古代陵寢制度史』（上海人民出版社、二〇〇八年）、及び焦南峰・馬永嬴氏『西漢宗廟趨議』（『考古與文物』一九九九年六）参照。

- (28) 註（7）参照。匡衡は后蒼より齊詩を學んだが、同時に「禮」も習得したとみてよいだろう。

- (29) ここにいう「令」とは、本文六頁にあげた、呂后執政期に定められた令である。

- (30) 彭宣は、『漢書』卷七一彭宣傳に「彭宣字子佩、淮陽陽夏人也。治易、事張禹、舉爲博士、遷東平太傅」とあるのによれば、易を専門としたようである。また滿昌は匡衡の弟子で、后氏禮と齊詩の學問を繼いだと思われる。左咸は顔氏春秋を専門としたので、公羊學派に屬する。滿昌と左咸は後に王莽の六經祭酒となつてゐる。

- (31) 註（14）でもふれた、『毛詩』商頌・烈祖の疏が引く「五經異義」に、「詩魯（齊）の誤か」説丞相匡衡以爲、殷中宗、周成・宣王、皆以時毀。古文尙書說、經稱中宗、明其廟宗而不毀。謹案、春秋公羊御史大夫貢禹說、王者宗有德、廟不毀。宗而復毀、非尊德之義」とあり、『漢書補注』において王先謙はここから、殷の中宗を不毀とする古文尙書學の説は劉歆の説に基づき、その劉歆の説は貢禹の説に基づく、とする。元帝に宗廟制改革の必要性を訴えた貢禹が「不毀」の「宗」を認め、同じ齊詩學派と目される匡衡が、韋玄成等と同じく認めない立場をとる、という差異があつた。「宗」を認める劉歆の説が貢禹の説を繼承した可能性はあるが、それは必ずしも、貢禹と同様に「天子七廟」制を提唱したことを意味しない。

- (32) 註（5）前掲論考。

- (33) 「上覽其議而從之。制曰、大僕舜、中壘校尉歆議可」とある。

- (34) 『漢書』卷十九百官公卿表下に、「（綏和元年）五月、遷光祿勳彭宣爲

- (35) 右將軍、二年遷」とある。
 『漢書』卷十一哀帝紀・綏和二年に、「四月丙午、太子即皇帝位、謁高廟。尊皇太后曰太皇太后、皇后曰皇太后。…太皇太后詔尊定陶恭王爲恭皇。五月丙戌、立皇后傅氏。詔曰、春秋、母以子貴。尊定陶太后曰恭皇太后、丁姬曰恭皇后、各置左右詹事、食邑如長信宮・中宮」とある。
- (36) 韋玄成傳に、「凡祖宗廟在郡國六十八、合百六十七所。而京師自高祖下至宣帝、與太上皇・悼皇考各居陵旁立廟、并爲百七十六」とあり、「祖宗廟在郡國」は郡國廟を指す。一方の京師にある廟は、高廟や惠帝廟、太上皇廟以外は三輔地域に散在しているため、この場合の京師が長安城内のみを指すわけではないことがわかる。
- (37) 『漢書』師丹傳に「治詩事匡衡」とあり、また『漢書』卷二五郊祀志の記す成帝建始の匡衡等による郊祀改革に關わる上奏の中に、改革推進派の博士として名がみえる。
- (38) 『禮記』喪服小記に「父爲士、子爲天子諸侯、則祭以天子諸侯、其尸服以士服。父爲天子諸侯、子爲士、祭以士、其尸服以士服」とある。「禮服」について本章第一節參照。
- (39) 『漢書』卷三六楚元王傳によれば、哀帝即位の直後、劉歆は「移書讓太常博士」によつて大司空師丹の怒りを買つた。その後、「歆由是忤執政大臣、爲衆儒所訕、懼誅、求出補吏、爲河内太守。以宗室不宜典三河、徙守五原、後復轉在涿郡、歷三郡守。數年、以病免官、起家復爲安定屬國都尉。會哀帝崩、…」とあり、しばらく中央から遠ざかっていたことがわかる。
- (40) 『漢書』哀帝紀によれば、王嘉が下獄死したのは元壽元年三月なので、三月から四月の出來事と考えてよいだろう。
- (41) 註(2) 前掲論考。
- (42) 「墮廢」の「墮」はこの場合、通常の「毀廟」などとは異なる物理的な破壊を意味すると考えられる。『漢書』卷九八元后傳に、「初、莽爲安漢公時、又詔太后、奏尊元帝廟爲高宗、太后晏駕後當以禮配食云。及莽改太后爲新室文母、絕之於漢、不令得體元帝。墮壞孝元廟、更爲文母太后起廟、獨置孝元廟故殿以爲文母尊食堂、既成、名曰長壽宮。以太后在、故未謂之廟。莽以太后好出遊觀、乃車駕置酒長壽宮、請太后。既至、見孝元廟廢徹塗地、太后驚、泣曰、…」とあり、孝元廟が物理的に破壊されたのと類似した狀況であろう。
- (43) 高昌壯侯董忠に、「初元二年、煬侯宏嗣、四十一年、建平元年坐佞邪免、二年復封故國、三年薨。元壽元年、侯武嗣、二年坐父宏前爲佞邪免」とある。
- (44) 外戚傳には、「元始五年、莽復言、共王母・丁姬前不臣妾、至葬渭陵、冢高與元帝山齊、懷帝太后、皇太后翼綬以葬、不應禮。禮有改葬、請發共王母及丁姬冢、取其靈綬消滅、徙共王母及丁姬歸定陶、葬共王家次、而葬丁姬復其故。太后以爲既已之事、不須復發。莽固爭之。…」とあり、恭皇廟の廢止にはふれず、改葬等を元始五年のこととするが、遅いように感じる。ここではひとまず師丹傳及び表の記載にしたがった。
- (45) 『漢書』元始年間の郊祀・宗祀の紀年に關する一試論（『中國哲學研究』二八號、二〇一五年）。
- (46) 『漢書』は平帝紀、王莽傳ともに明堂設置の月を記さない。古橋氏は『隋書』卷六八宇文愷傳「明堂儀表」に「元始四年八月、起明堂・辟雍長安城南門」とあるのにより八月とする（註(45) 前掲論考）。これにしたがう。なお、一九五六年に漢長安城の南で發掘されたいわゆる大土門遺址について、當時より様々な議論があつたが、近年ではこれを前漢元始の明堂とみて間違いないことを、劉瑞氏が論證している（註(5) 前掲書第三章）。
- (47) 拙稿『前漢前半期の酎祭』（『洛北史學』十九號、二〇一七年）。
- (48) 『漢書』平帝紀に「始祭明堂、諸侯王二十八人、列侯百二十人、宗室子九百餘人、徵助祭」とあり、王莽傳の文も同じ。古橋氏は『隋書』

卷六八字文愷傳「明堂儀表」に、「(元始)五年正月六日辛未、始郊太祖高皇帝以配天。二十二日丁亥、宗祀孝文皇帝於明堂以配上帝。及先賢百辟卿士有益者、於是秩而祭之。親扶三老五更、袒而割牲、跪而進之。班時令、宣恩澤、諸侯王宗室四夷君長匈奴西國侍子、悉奉貢助祭」とあるのをあげ、平帝紀には蠻夷の参加が記されないものの、王莽傳の記すこの行事に續く王莽の上奏に「百蠻苙臻」とあり、異民族の參列の證據とする(註(45)前掲論考)。

(49) 「三雍」のうち、後漢の辟雍で舉行された儀禮については、保科季子氏「漢代における經學講論と國家儀禮——釋奠禮の成立に向けて——」(『東洋史研究』七四—四、二〇一六年)で論じられている。前漢末以降の「三雍」の形成の經緯からみると、「三雍」の一體的な意義や運用を改めて考える必要があるように思うので、今後の課題としたい。

(50) 渡邊信一郎氏は、前漢末禮制改革における劉歆の立場を、純粹の「古制」派及び「故事」派とも異なるものとし、最終的に後漢の國制に反映されたのは、彼の折衷的な説だったとする(『中國古代の王權と天下秩序——日中比較史の視點から——』第三章「天下觀念と中國における古典的國制の成立」(校倉書房、二〇〇三年)。本章の考證に

よつて、禮制改革において劉歆の果たした役割を、宗廟制の展開において確認したこととなる。

(51) 『漢書』王莽傳所載の始建國二年十一月の立國將軍孫建の上奏に「其宗廟不當在常安城中、及諸劉爲諸侯者當與漢俱廢。陛下至仁、久未定。臣愚以爲、漢高皇帝爲新室賓、享食明堂。成帝、異姓之兄弟、平帝、皆不宜復入其廟。元帝與皇太后爲體、聖恩所隆、禮亦宜之。臣請、漢氏諸廟在京師者皆罷。諸劉爲諸侯者、以戶多少就五等之差。其爲吏者皆罷、待除於家。上當天心、稱高皇帝神靈、塞狂狡之萌。莽曰可」とあり、皇帝が異姓の兄弟や婿の廟に入るのが問題視されている。この後、元帝廟を除いた他の廟での九月親祭は廢止されたとみられる。建武元年に「八月壬子、祭社稷。癸丑、祠高祖、太宗、世宗於懷宮」とある。

(53) 註(5)前掲書第四章。

(54) 註(45)前掲古橋氏論考において、古文學に明堂を太廟とみなす説があることが指摘されている。

(55) 註(13)で述べたように、『禮記』王制の「天子七廟」の内譯の理解は、前漢後半期の韋玄成等と後漢末期の鄭玄とではほぼ一致している。